

令和2年第1回浅川町議会定例会

議事日程（第4号）

令和2年3月11日（水曜日）午前9時開議

日程第 1 議案第17号 令和2年度浅川町一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	教育長	真田秀男君
総務課長	江田豊寿君	会計管理者	須藤寿行君
建設水道課長	八代敏彦君	税務課長	菊池三重子君
住民課長	我妻美幸君	保健福祉課長	坂本高志君
農政商工課長	岡部真君	学校教育課長	生田目源寿君
社会教育課長	岡部栄也君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小針紀喜 局長補佐 佐川建治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、議案第17号 令和2年度浅川町一般会計予算を議題とします。

審議の方法であります。歳入については款ごとに質疑を行い、歳出は款の項ごとに質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） それでは、歳入については款ごとに質疑を行い、歳出は款の項ごとに質疑を行うことといたします。

初めに、歳入について質疑を行います。

1款町税について、10ページから11ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町の自主財源であります個人町民税です。この個人町民税が、昨年と比べてかなりの減になっております。個人町民税は、今まで見てみますと大体こうです。微増といいますか、増えてきているというような今までの予算の現状だったと思うんでありますが、減っておるというのはどういう理由なのか。そしてどういう、細かく言えば、働く人々の階層というんですか、階層という言い方はないですけども、職業とかそういうものも含めてご説明をいただければというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 10ページ、1款1項1目個人町民税につきまして、令和2年度は1,569万2,000円の、前年度から比べれば減ということになっております。

まず、予算編成時におきましては、まだ税の設定の元となる数字が固まっていない時点での予算の見積りとなっておりますが、平成29年と平成30年の所得の比較をしてみますと、約6%の減となっております。今年度も、平成30年と令和元年での比較で、約5%ぐらい減になるのではないかと見込みまして、令和2年の予算は

計上いたしました。その減になる中身としましては、給与所得と譲渡所得ではないかと思っております。

あと、その所得の中身というか、階級というか、どういう職業かということについては出しておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 2つ挙げましたけれども、譲渡所得の前に、それは何と言ったんですか。ちょっと聞こえなかったもんですから。例えば譲渡取得なんかは、確かに間違ったり、いろいろなそういうものもありますから、一時的な、一時所得になるんだと思いますけれども。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 給与所得です。

〔「給与所得も減っているんですね」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

1点目は、法人町民税増収という見通しなんですけれども、コロナウイルス絡みで中国から部品が来ないとかいうことで、町内の企業、大変なところがあるという話もお聞きしております。この法人税に絡んで、現在このコロナの影響によって、町内企業にどのような影響があるのか。つかんでいる範囲で、税務課あるいは農政商工課、お答えをいただきたいというふうに思います。

2点目は、11ページの町たばこ税、増えているわけですが、増の要因は何なんでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 法人町民税の増収の件ということで、コロナによるその影響ということなんですが、法人町民税は1年間の事業期間になっておりまして、終わってから2か月の間に確定申告をしていただいて、納税していただくようになっております。なので、今後申告されるものについて、1月以降の、そのコロナの分がどのように変わってくるかということが今ちょっと心配されることだと考えております。

11ページ、1款4項1目たばこ税につきましては、平成30年10月1日、令和2年10月1日、令和3年10月1日の3回に分けて、たばこ税が増税されることになっております。本数が変わらなくても税金が上がりますので、たばこ税につきましては増税になるかと思われま。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 新型コロナウイルス関係の町内企業への影響ですけれども、過日、商工会さんと、関係者の方とお話ししたところによりますと、まず客観的に、直接的に影響があるのは、まず学校給食のほうが停止になりましたので、その取引している事業所さん等はまだ直接影響があるというようなことです。それから、中国等からそういう資材等が入って来ず、リフォームをしている建築業者さん等でちょっと工期が

延びているというか、物が入ってこなくて進捗していないというようなことがあるようでございます。それから企業さんのほうでは、ちょっと詳しくありませんけれども、先ほど言いましたように中国関係と取引がある事業所さん、あるいは取引先が中国等の企業と取引がある事業所においては影響があるのではないかと今後考えられます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 2つほどお尋ねしたいんですけども、まず一つが、法人町民税の中身ですけども、中身の中で、税制の改正等によって何か変化点があったかどうかお知らせ願いたいのと、もう一つ、10ページの固定資産税ですけども、846万1,000円ほど増えていると、どの種別が増えたのかちょっとお知らせいただければと思うんですけども、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 法人町民税の税額が、昨年10月1日以降6%に変更になっております。

それから、固定資産税の増額の中身につきましては、令和2年といいますか、令和元年度中に、設備投資などによりまして償却資産が増えるのではないかと見込みまして増額といたしました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 償却資産ということは、税率1.4でしたと思うんですけども、そうすると相当数の設備投資が行われたということによろしいのでしょうか。5億以上とか6億とか、そういう意味ですか。基になる金額です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 償却資産につきましては、1月1日から12月31日までに購入——購入というか、設置されたものにつきましては、翌年の1月1日から1月31日までに申告していただくようになっておりますので、まだはっきりした数字については確定はしていませんが、今のところ償却資産のほうで4.41%の課税標準額といいますか、それが伸びる予定をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款地方譲与税について、11ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、3款利子割交付金について、11ページ。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（円谷忠吉君） 次に、4款配当割交付金について、12ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、5款株式等譲渡所得割交付金について、12ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、6款法人事業税交付金について、12ページ。
4番、木田治喜君。
- 4番（木田治喜君） これ新しい交付金だと思うんで、ちょっと概要と計算根拠といいますか、これ少額なんですけれども、多分今年から入ってきた交付金だと思うんです。ちょっとそちらのほうお知らせ願いたいと思いますけれども。
- 議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。
- 総務課長（江田豊寿君） 6款の法人事業税交付金ですが、これについての歳出におきましては、計上に見込額が提示されまして、それに基づき算定したものでございまして、町で直接算定しているものではないので、予算計上額ということでご理解願いたいと思います。
以上です。
- 議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。
- 4番（木田治喜君） そうすると、この新しくできた法人事業税交付金と相對するものがあると思うんですけれども、これが増額されることによって減額される場所が出てくると思うんですが、そちらのほうはどのように認識されていますか。
- 議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。
- 総務課長（江田豊寿君） すみません、その辺の今年度交付されるもので、そこまでは調査しておりませんので、今説明できる状態にはございません。
以上です。
- 議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。
- 4番（木田治喜君） 多分、法人税割がこの分少なくなると、その行って来いだと思うんですけれども、これ多分令和2年度から施行して、平成28年でしたか、多分この法律が決まって、令和2年から執行というようなことで、ちょっと中身は私もあれなんですけれども、法人税の住民税割がその分少なくなるということで、先ほどお尋ねしたように法人町民税のほうの中身が若干それによって変わるのかなと思って、最初に、1番先に質問させていただいたんですけれども、その点がちょっとあれだということなんで、もうちょっと詳細を調べていただいて、翌年度ということもありますんで、その辺のところちょっと若干調べておいていただきたいなというふうに思います。
以上です。
- 議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、7款地方消費税交付金について、12ページ。
〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款ゴルフ場利用税交付金について、12ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、9款環境性能割交付金について、12ページから13ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款地方特例交付金について、13ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、11款地方交付税について、13ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町の大黒柱、財源の大黒柱である地方交付税に関してなんですが、消費税の増税と今回のコロナで大変景気が落ち込んでいるという中で、所得税とか法人税とか消費税、地方交付税の財源になるこれらの税金が落ち込んだら、収入が落ち込んだら、この地方交付税というのは減るということもあるのか。それとも、計算式によって出される金額を、政府は何らかの措置をして、きちんと地方にはお金を交付するという仕組みになっているのか、伺いたいと思います。

それから、令和2年度の地方交付税が確定する時期というのはいつ頃になるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 地方交付税の関係ですが、まず1点目のコロナ関係での税収減に伴う影響はどうかということなんですが、現段階においては、提案理由の中でも説明しましたように、国の財政関係については、令和元年度から令和2年度に向けて地方交付税の配分額は2.5%増ということで国のほうの予算もなっているということですので、そういった国の税収の落ち込み、そういったものについては、今現段階では見込額は判断はできないかということでございます。

ただ、また減額になった場合どういう対応がされるのかということですが、過去の例としまして、そういった当該年度に国の税収が大幅に減となったという場合については、次年度以降において交付税措置を精算するという形態も取っていますので、場合によっては、これは特例法とかそういったもので決定されるものではございませんけれども、過去の例では、次年度以降にそういった精算をしているというケースもございましたので、大幅に公費の税収減に伴うそういう影響が出れば、今後国のほうの対応として、翌年度以降において交付税の精算という形態が出てくるのではないかという見込みを持っております。

もう一点の普通交付税の決定時期については、毎年7月末に交付税の額が決定するという状況になっております。

以上です。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 地方交付税関連でございますけれども、今年は特にこれ震災復興特別交付金ということで、石川の衛生施設組合で、加味されて3億から盛っているんですけども、来年で一応終わりというふうなことで、衛生組合が、期間工事が終わりますので、そういうものを考えれば、なおこの15億から大きく減るというふうな考えざるを得ないんですけども、このお金は特に交付されて、また石川の衛生組合のほうに分

担金としても出すというふうなことになっておるんですけども、やっぱりこう類似町村から見ると、浅川町は非常に予算規模は少ないんです。それは過疎指定になっていないとか、いろいろ理由はありますけれども、やはりもっと積極的にこの施策を展開する必要があるのではないかというのは、私も含めて町民の声でもあります。その点、町長はどういうふうにお考えになりますか。お答えをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） しっかりと国・県のほうに予算を要求していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、12款交通安全対策特別交付金について、13ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、13款分担金及び負担金について、13ページから14ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 14ページの、あさかわこども園負担金、前年度よりも90万円ぐらい増になっている、その理由をお伺いします。

それから、もう一点、幼稚園の広域利用市町村負担金、これがかなり増えているんですけども、その要因を教えてくださいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

14ページの13分担金及び負担金、2項負担金、1目民生負担金のうち、2節児童福祉費負担金の現年度分、あさかわこども園の負担金が987万6,000円ということなんです。こちらにつきましては、こども園の保育部関係になります。昨年度よりも930万円ほど増となっております。

保育料なんです。徴収、大きく分けますと7階層になります。これは保護者の所得によって階層が決まるわけなんです。前年度に比べ、各保護者がそれぞれ所得が増えたということが主な要因となりまして、徴収する額も大きくなると思われ。ます。

それと、その下の3目教育費負担金、1節教育費負担金215万8,000円、幼稚園の広域利用なんです。こちらにつきましては、今度はこども園の幼稚部となります。

こども園の幼稚部を町外に住民票がある方が利用する場合なんです。今年度は2人に対しまして、来年度は、今の時点で6人申込みがあります。150万円の増となります。こちらにつきましてはそれぞれ事情がありまして、主に棚倉町の一色の方とか、あとは職場が町内の方、さらには里帰り出産に伴いまして上のお子さんをこちらに連れてきたいという方がおります。こちらの歳入につきましては、今ある住民票の市町村役場にて、こちらから請求しまして歳入に入れるような形となっております。この金額につきましては、国で定めた単価にて積み上げをして請求をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の説明の中で、昨年度よりも930万円の増という説明があったかと思うんですが、私の聞き間違いでしょうか。930万円増えたんですか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） 980万円には間違いございません。

失礼しました。93万円でした。失礼しました。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野君、いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、14款使用料及び手数料について、14ページから16ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 14ページの農林水産使用料のところの農道、水路敷使用料に関してちょっと相談されたことがあったもんですから確認をしたいと思うんですが、この農道、水路敷使用料の現在の件数です。使用料を徴収している件数と現在の使用の貸与、どういった使い方をしているのか、それから使用料の算出方法について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、件数につきましては44件となっております。

使用の貸与につきましては、まず、いわゆる電柱です、電力柱、あるいは電話柱等につきましては、町道以外のところにある、農道等、水路敷等にある電柱、電話柱でございます。これにつきましては、1本当たり180円というような形になっておりまして、約270本ほどあります。

そのほか、いわゆる水路等を占用している方につきましては、土地の評価額の3%程度掛ける占用面積をいただいております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私は、後者のほうの水路の占用のほうを伺いたかったんですけども、特に、何件ぐらいあって、どういう利用の貸与をしているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 全部で44件、それから電柱、電話のほうは15件ですので、残り29件になります。

いわゆる町道以外のところの道路から水路をまたいで宅地等に接続する際、その水路について占用されているところや、それから配水管等の設置のために、そういう行政財産を利用している場合についての占用料となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 一般的に、公道から自分の屋敷に入るのに途中で水路がある。その場合、その水路の上を通過するために利用すると、その水路の上を利用する。これは一般的には使用料は取らないですよ。確認しておきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） そういった場合の利用についての行政財産使用料となっております。

〔「じゃ、みんな取られちゃうということ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 町民グラウンドの夜間照明使用料4万3,000円なんですけど、現在、夜間照明は使えない状態だと思うんです、水害により。

まず1点目は、いつから使用できるのか、使用開始の見込みです、それをまず1点目。

2点目ですけれども、それによってかなり使用料落ち込み等あるんですけど、比較する資料としまして、令和元年度の水害前までの使用料の徴収実績についてお尋ねします。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 町民グラウンドの夜間照明につきましては、電気工事の災害復旧工事ということで令和2年度に繰り越して、4月から工事を進めるという予定になってございます。工期につきましては、花火大会の電気使用までには間に合わせるというような予定で、予定をしております。7月いっぱい、あるいは8月上旬までには完了をさせたいというような予定でございます。

あと、使用料の関係なんですけど、ナイター照明の開始が8月以降になるということですので、その分の使用料を見込んでおります。昨年度の使用料の徴収の金額なんですけど、今日は、今この資料等持ち合わせてはいないんですけど、昨年度につきましては、この金額の倍ぐらいの金額だと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 8月の花火までには照明の復旧を目標としている。現時点、受電設備であるキュービクルのかさ上げ等まだ解決していない部分がありますが、まずそちらの完成見込みが急務かと思われるんですけど、その辺、認識、もう一度ちょっと確認したい。

あと、その算出の方法も、例年の半分の金額をとということで4万3,000円を提示したということでよろしいでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 町民グラウンド電気工事の災害復旧の関係でございますが、キュービクルのかさ上げにつきましては、かさ上げをするというようなことで今計画をしております、その方法について、いろいろな案がございましたので、検討しているというようなことで一般質問の中では答弁申し上げたんですが、方法としましては、その場でかさ上げをするというようなことで予定をしております。ただ、高さにつきましては、かさ上げできる限度の高さがありますので、おおむね1.5メートル程度になるようなことでございます。使用料につきましては、今年度は8月以降の使用ということになるということで、4万3,000円の計上でご

ざいます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） すみません、キュービクルの関係でもう一点、すみません、しつこいようで。

かさ上げを前提としてなんですが、早急にキュービクルを発注しないと、全てオーダーですので、キュービクルに関しましては。もうちょっとスピーディーにやったほうが、8月のお盆のとき、いや駄目でしたということがないように、ちょっと不便ではございますが早めに動いたほうがいいのではないかと、キュービクルに関しましては。その点、担当課長のほうにお願いしたいと思います。

それと、やはりちょっと町長に対して1点。

そのグラウンドの使用に関しましては、やはり町民が望んでおります。ですから、一般質問でもいろいろ種々出ましたが、グラウンドの今後、それかさ上げをしないで泥を取って、それで使うということに関しまして、今後災害にまたならないような、できれば対策等いろいろしていただきたい。それと、あとグラウンドの使用に関しまして、中に水路が入っているということもありますし、できればその辺もちょっと今後について考えていく問題ではないかなと思うんですが、すみません、2点ほどよろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 前も言ったとおりで、町民グラウンドは本当に4月から開催、使用したいなどは、今でも変わりありません。そして、そういうふうに業者にはもう頼んでおります。

あと、そのかさ上げ、かさ上げは土木事務所のほうには川底を掘るったり、なるべく水害のないように、今要望をしております。

以上です。

〔「中の水路は」の声あり〕

○町長（江田文男君） 水路も、これも元どおりにやっっていこうと思っております。

〔「安全対策、その水路の安全対策」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） すみません、水路の安全対策をやって、できれば、グラウンド内に水路走っていますよね、その安全対策を今回は検討する余地はないのかということを知りたいんですけども。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） その水路は、まずはとにかくグラウンドの土砂を取って、それから様々なグラウンド使用については検討して、さらに町民、あるいは県中、県南の方々に使っていただきたいなどは思っております。

○8番（須藤浩二君） ありがとうございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 先ほどの9番議員の質問の中で、道路占用料のことで、ちょっと私も、これちょっと何ていうんですか、分からないということと同時に、そういうものまで取るのかなというふうに思ったものだから。というのは、水道を引くために農道の、町道から入り口、あるいは農道のところを通るといような

ときには、道路占用料取るんですか。町道なんかは取っていないでしょう。例えば町道から、町道のあれのところから通るわけですから、そこからこういったところについては個人の私有地ということになれば取らないという、もちろんです。ただ、農道の場合には、結構昔の屋敷道みたいなところも農道というふうになっている、図面上は。そうなると、そういうところに配管、排水口を引くために、町にお金を納めなくちゃならないんですか。これは、何ていうんですか、水道を引くためのそういう管であっても、町は農道であっても、もちろん町道は別ですけども、農道であっても占用料を取ると、短くても長くても取るんだと、こういうふうになっているわけですか。それはそういうふうになっているんですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） こういった行政財産の使用料の徴収の根拠になっていきますが、平成13年に制定しました浅川町行政財産使用料条例というものでございます。恐らく、恐らくということはないですけども、これは国有財産、当時国有財産だったものが町に譲与をされました。そのときに制定されたものだと思います。その際に、従前、国有財産につきましては国が県のほうに事務委託してしまっていて、県のほうでその行政財産の管理をしていました。その際に、やはり行政財産としての使用料をいただいていたようでございます。それを引き継ぐ形で、浅川町でも行政財産の使用料条例を制定して継承したというような形になってしまっていて、いわゆるそういった行政財産の占用料につきましては使用料をいただくような形で現在のところまでございます。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 29件あるというようなことでした。でも、農道というのは、農道台帳、道路台帳に載っかっているのは農道なんだよね。そのほかの例えば、共同で昔は農道だったか知れないけれども、そのうちのところまで行って、そしてその屋敷を通過して、またそっちに行って道路になっているような、そういうところまで取られるんですか。同時に、行政財産のあれについては、この29ページでいかほどになるんですか、歳入に含まれるのは。参考までにお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず金額的なものですが、今回、予算上22万1,000円の使用料を上げております。そのうち電力、電話等で約4万8,000円ですので、そこから残り17万円ほどになります。44件のうち1件につきましては大きい物件がありますが、個人の住宅等の占用物件につきましては、いずれも数百円、1,000円未満のものとか、そういった少額なものが主なものとなっております。

それで、いわゆる、繰り返しになりますけれども、町道等以外の行政財産のものにつきまして、占用している物件につきまして占用料をいただいております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと答弁漏れなんですけれども、例えば、多くは農道だと思うんです、昔の屋敷道みたいな。そういうところ、町の道路台帳にもない、そういう公共財産についても、これは取るわけですか。これ水道を引くため、あるいは下水もそうなのかな、そうすると、そういうものの中で離れていれば、じゃ道路占用料納めなくちゃならないという、俺は引かないなんてそういうことはないとは思いますが、し

かし、考え方としては、そういう公共の事業によって、個人の利益も得るわけですから、水道とか下水も。そういうものも併せ持ちますけれども、だとすれば、ほとんどこの100円未満がかなりだというふうなことも言われておりますけれども、こういう類いのものは私は取るべきでないと思うんです、その辺はどうなんでしょうか。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農水商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） そういう考え方もあるかとは思いますが。ですので、町道等の、いわゆる道路法で規定されている道路関係の占用関係等も、整合も整理も必要なのかなとは考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私が先ほどから言っている答弁漏れなんですけれども、いわゆる農道台帳にないという道路、それもやっぱりこの場合にはこの法律、定めによって取られているということになるんですか。それは間違いないんですか。

例えば、今、屋敷に入るところに道路があります。図面上もその道路として引かれているんです。そういうところまで取るということになったら、これ屋敷に入っていき道があるとしたら、大変な道路敷料を払うということになるんですか。住んでいるのが、住んでいるから悪いんだなんていう、そのような話と思うんです。そういう人ほど負担を軽くして、加入を増やしていくというのは、やっぱり本来の水道のそういう狙いでもあるのではないかなと思うんですけれども、その辺は町長の判断になるかと思うんです。やっぱりこれは、1件100円未満なんかも含めてそういうのがあるということであれば、やっぱりこれは再検討して、道路敷といわれても本当に道路台帳にある、しっかりしたそういうものでない限りは占用料を取るべきでないと、こういうふう思うんですが、ぜひ検討していただきたい。

町長にお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 水道は占用料は取っておりません。それで、もし取られているものがあれば、今10番議員が言ったように、今後検討しなければならぬかなとは思っておりますが、じゃすぐやるのかということもなかなかいきませんので、担当課とお話をさせていただきます。

〔「ちょっと話が違うんだけど。その水道は取っていない、それは違うんじゃない」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 一部取っているということで、申し訳ありません。今ちょっとなかなか私としても担当課の打合せできなくて、申し訳ありませんでした。一部取っているということでお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、次に、15款国庫支出金について、16ページから19ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 19ページの指定廃棄物保管業務委託金というのが初めて出てきましたが、これは放射性廃棄物、指定廃棄物ですから、1キログラム当たり8,000ベクレル以上の放射能を持っている廃棄物だというふうに思うんですけども、これの委託金が出てきた、初めて出てきた、その趣旨。

それと、この歳入に対応する歳出はどこにあるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、歳入のほうの19ページの15款3項3目指定廃棄物保管業務委託金でございますが、この金額につきましては、大草地区で、前に指定廃棄物に指定になりまして保管をしておりましたビニールハウスがあります。その撤去するための費用になります。委託金という名称になっておりますけれども、これの名称につきましては、いわゆる指定廃棄物は国が管理するものになっておりまして、それを町が受託するという意味合いから、委託という言葉が使われております。

対応する歳出につきましては、76ページの農林水産業費のうちの畜産費の工事請負費の246万とありますが、こちらのほうに充当されるものでございます。指定廃棄物の保管をしていたビニールハウス等を撤去する工事、246万となっております。

歳入のほうが117万8,000円となりまして、本来であればかかった費用全て委託金として受け入れるべきところだったんですが、町独自で、その保管庫の地面のほうにたたきとして、町独自で追加で当時工事をしておりまして、その撤去費用が加わりまして、歳入と歳出が合わないような形になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 分かりました。

ただ、最後の部分で、町独自でたたきの部分、ビニールハウスのたたきの部分の補強をやった、その部分は国から見てもらえなかったということだというふうに思うんですけども、これは、町がこれはどうしても必要だというふうに判断したからこれやったわけでしょう。こういうの国に強く要望したんですか。その点伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 当時の状況ですけれども、そこまで必要性が認められなかったというところで、国からはそういったビニールハウスというんでしょうか、そこまでの覆うところまでであったわけですけれども、地元のほうとの交渉の中でたたきをするようになった経過のようでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長にお願いしたいんですけども、当時、私は放射能云々と全く分からなかった状況の中で、みんな不安に思って、必要なことはきちんとやってくれということで、そういうものになったと思うんです。そういう費用について、後から国の基準で、いやこれは該当外だからやらないよというのは、これ

はあまりにもひどいので、これはきちんと強く国に、関係機関に申入れをして、こういう部分もきちんと払ってくれということを言うていく必要があるんじゃないでしょうか。

東京電力の町に対する賠償も全く同じ姿勢なんです。こういうのは私は許せないと思うので、強く国に対してこの差額分を請求していただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も全くそのとおりだと思っております。なお、関係者には強く要望をさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、16款県支出金について、19ページから23ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 16款だったよね。

○議長（円谷忠吉君） 16款。

○9番（上野信直君） 21ページの骨髄ドナー補助金について、これ、去年からすると半額になってしまったんですけれども、半額になった理由は何でしょうか。

それから、22ページの先駆的健康づくり実施支援事業、これについて中身を説明していただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） 16款2項8節骨髄移植ドナー助成事業補助金の7万となった理由ですけれども、今年度、新規事業として実施しましたが、実績で1名の方の補助金14万円を交付しましたので、令和2年度もその実績により1名分の県補助金、2分の1の7万円の計上とさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 22ページの県支出金、16款2項4目6節の先駆的健康づくり実施支援事業補助金の内容ということなんですけれども、これは、歳出のほうでは保健増進事業費のほうで見ておきまして、同じタイトルにすればよかったんですけれども、県の事業へのタイトルの関係で、保健事業委託料ということで同じ金額が上がっているかと思えます。4-1-9の12節、ここに同じ70万が上がっています。

内容につきましては、昨年度、この事業につきましては補正予算で実施した結果がありまして、詳しく説明はいたしておりますが、概要についてもう一度説明しますと、福島県が、先駆的な健康づくりということで民間事業と共同して生活習慣予防のための保健事業を実施するという内容のものでして、例えば浅川町につきましては、ライザップ、トレーニングを含んだ総合的な健康管理を行っている業者さん、民間のそこと契約をいたしまして、個別の事業を実施しました。それはメタボ対象というか、健康指導が必要な方をこちらで抽出して、募集をして、個別的な指導、トレーニングも含んだ指導を行いました。今年につきましては、そのいわゆるフォローアップということで、健康セミナーを実施する形になっています。同じライザップの社員の方が来られて、食事、それから自己管理等についての健康管理のための、健康増進のためのセミナーを開催するとい

う、これ3回予定しております。そういった内容ということでもあります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点目は分かりました。

1点目なのですが、県の補助金が14万円から7万円に減った理由は、去年2人計上したんだけど、実質的に1人だったので1人分の予算計上だということなんです。でも、歳出のほうを見てみますと、14万円計上されていて、2人分ですよ。これ全部県からの補助金で実施する内容でした。県補助金が1名なのに、実施は、歳出の部分は2名計上されているということは、1人分は町単独でやるということなんですか。ちょっとよく理解できませんので、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） こちらの骨髓ドナー補助金なんですけれども、1日2万円となりまして、最大で7日分、限度額14万円を補助するもので、県のほうからは、その半額の、2分の1の7万円が補助されるということなんです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、17款財産収入について、23ページから24ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 23ページの財産収入の中から、図書館敷地料と町民体育館敷地料、額は少ないですけども、これがなくなりました。そのなくなった理由について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 23ページの17款1項1目1節の土地建物貸付収入で、図書館敷地料と町民体育館敷地料がなくなった理由でございますが、現在、あさかわ図書館と町民体育館には飲料の自動販売機が1台ずつ設置をされております。設置されているんですが、設置の業者のほうから今月3月で撤退するというような連絡がございまして、そのため、その飲料の自動販売機に対する敷地料につきましては、令和2年度の予算には計上してございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） 了解。

○議長（円谷忠吉君） 次に、18款寄附金について、24ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 24ページのふるさと応援寄附金について伺いたいと思います。

今年度、今までのところの実績と件数、寄附の額、返礼に要した額、こうした実績、それから、寄附者はど

んな方なのか、浅川町の出身の方がメインなのか、その辺のところをご説明いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 令和元年度の現在の実績でございますが、件数で、2月末で47件、131万3,000円の寄附金となっております。

返礼に要した費用については、これらの寄附金に対しては35万円を費用として利用しております。

寄附者はどんな方かということですが、町内外、県内外含めて様々な地域から寄附がございまして、特定したこれらの地域というものでの、そういった特定したあれにはなっております。どのような方の、町内出身者かということもあるんですが、そこまではちょっとわざわざ調べてはついておりませんので、全国各地からの寄附を頂いているということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、19款繰入金について、24ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、20款繰越金について、25ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、21款諸収入について、25ページから26ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 毎年聞いているんですけども、賠償金に関してです。東京電力の原発事故に関わる浅川町の損害、これに対して東電に対する請求額と、一般会計の請求額と賠償額トータルの部分、それから、今年度賠償された額、どういうものが賠償されたのか。それと、残額と種目、どういう費用がまだ賠償されていないのかと、この点について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、申し上げます。

一般会計に関する部分ですが、放射能に係る請求した額については、今までもご説明のとおり、1,682万5,111円が請求額となっております。請求のトータルが、1,682万5,111円が請求総額ということで、昨年度まで、平成30年度までの支払い済額が1,159万697円ということになっております。令和元年度において東電と交渉、話し合い、協議をしまして、今年度、235万9,500円が請求の一部について納入になっております。今年度は235万9,500円を請求したものが納入になりました。本年1月で賠償金として頂いております。結果として、請求額に対する東電からの賠償いただいた合計は1,395万197円。受領済額が、1,395万197円が東電からの受領済額になっております。昨年度までの請求に対する収納率というか、交付額は68.89%でしたが、今年度235万9,500円納入になりました分を含めると、請求に対する82.9%が納入されたという状況になっております。

まだ請求して、まだ支払いになっていないものというのですが、主なものを申し上げますと、屋内プールの移動バスの借上げ料とか軽トラック購入分、あとは放射能測定用サーベイメータの購入費ということで、それらが残りとして、今現在287万4,910円がまだ納入になっていないということで、額的にはそういうことになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今年度賠償になった費目は何でしょうか。

それから、残額については、これは東電が原発事故なんか起こさなければ町は支出しなかった額なんですから、残り287万円、このお金があれば、町長、町民のためにいろいろできます。これ執念を持って請求して、取って、もらっていただきたいというふうに思うんですが、町長の決意を伺いたしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この287万円は、当然請求させていただきたいと思っております。1円でも多くお金が入ることによって、町民が豊かになると考えております。頑張りたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今年度納入になったものについては、農産物等の検査、風評被害に対しての要した費用ということで、放射能測定に伴う臨時職員の賃金分、これについて平成24年度分の賠償請求分が納入になったということです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 横領金の弁償、弁済額というんですか、弁償額、そちらの現在も多分返済に向けて町長も苦慮して頑張っていることと思いますが、令和元年度2月現在で幾ら返済があったのか。また、令和2年度の見込みなど分かればお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） すみません、今手元にその資料はないんですが、私の記憶によれば、本年度5万円ほど賠償金の納入にはなっております。今後の見通しということですが、相手がある関係上、いろんな方法を取りまして、交渉、話合いの形を取りまして、納入いただけるように対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 令和元年度は5万円の返済があったと。あと残り幾らぐらいあるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） すみません、資料を手元に準備していなかったものですから、説明できる状況には

ございません。申し訳ございません。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、22款町債について、26ページから27ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 27ページの2節の山白石の急傾斜の、いわゆる災害防止対策債というものがございまして、1,040万。この工事は、ほとんどが公共事業のあれで、100%に近い、そういう工事だというふうに伺っていたんですけども、地元の負担というか、そういうものはどういう形で出てくるんですか。

それから、地域、西今田と東今田ということで、今年、西今田のところ、今工事中であります。その区域、どういう形でこれから指定になった地域の中で工事をなさるのか、どのようになるのか。その辺を答弁していただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 22款1項2目土木費の中の緊急自然災害防止対策事業費でございしますが、これは急傾斜地崩壊防止対策事業、今、西今田と東今田で行われている事業の町債の分であります。

事業費は、事業は県のほうで実施をいたします。地元負担なんですけれども、ちょっと確認はしていないんですけども、事業そのもの地元負担がある事業ではなかったかなと思うので、地元負担はないというふうに認識はしております。地方債なんですけれども、県の工事費とか委託料の事業費の額の10%を町が負担をすることになっております。そのうち全額を地方債の借入れをして、交付税で今年度措置されてくる、全額ではありませんが、交付税で今年度措置されていくというふうな事業となっております。

まず西今田でございしますが、西今田の事業につきましては、令和4年度までを予定しております。今年から工事に着工しています。幅については170メートル、西今田の集落見てもらって、ほぼ集落を囲うような形で170メートルほど実施をされる予定をしています。工法については、現場吹きつけのり砕工といって、井桁型に大きな、何ていうんでしょう、コンクリートの将棋盤みたいな形に組んでいくような、コンクリートでつくっていくようなのり砕と、あとはもたれ擁壁といって、山がもたれて山が押さえるというところと、あとはその上に落石防止柵を設置するというような工事なのかなと思います。

東今田につきましても、250メートルほど実施をすることになっておりますが、工事につきましては来年、令和2年度から令和5年度までの4か年で、あとは予算の関係で、時期的には申し上げられておりますが、県のほうとしては令和2年度から令和5年度までの4年間の事業を予定しております。今後につきましては、西今田で説明したような感じになるかなというふうに想像しています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 地域の中でもこれ今年170メートルと、東今田は250メートルというんですけども、今やっているところは分かるんですけども、東今田はどの場所なんですか。東今田は、真ん中辺りなのかなというふうに思うんですけども、場所的にはどこなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 東今田の道路入って行ってもらうと、正面に東今田の集落がこう長く見えると思うんですけども、一番右側のお宅については特にのり面が高くて、そこは実施しないんですけども、集落のほうに入って、田んぼの中こう入って、正面にこう、一番右側の家を除いた左側の部分全体的に裏側を囲むような形で。ちょっと名前は申し上げられないんですけども、一番右側のお宅の分だけを外して、あとは東今田の集落の裏面を全体的に250メートル分ぐらい囲うような形で実施されるというふうに思っていたいて結構だと思います。

以上です。

○10番（角田 勝君） はい、分かりました。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、歳出について質疑を行います。

1款1項、議会費について、28ページから29ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款1項総務管理費について、30ページから39ページ。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 12節委託料、人事評価制度運用支援業務委託料の内容と委託先をお知らせください。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 内容については、例年実施しております人事評価制度を年間を通して実施しているものでございます。

内容につきましては、まず年度初めに自己評価、そういったものをやりまして、一次評価、二次評価をやりまして、最終的に評価を数値化するというふうな内容でございます。

目的、この人事評価の狙いといいますか、そういったものですが、あくまでも基本的には職員の能力開発ということで例年取り組んでございまして、能力開発に基づきまして、組織力の最大化ということで組織力を上げていくと。結果として、住民に対するサービス満足度の向上とか、地域の活性化とか、そういった人事評価というのを狙いに基づきまして例年研修等を実施している内容でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○8番（須藤浩二君） 委託先は、委託先。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、答弁漏れ。

○総務課長（江田豊寿君） すみません。委託先については、株式会社ぎょうせいのほうに委託しております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○8番（須藤浩二君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 何点かお尋ねいたします。

32ページの2款1項2目委託料、行政区長業務委託において、この契約方法、前年度までは報酬ということだったんですが、2年度からは委託ということで、契約が発生すると思います。この契約方法は、区長個別と契約するのか、あるいは区長会があります、そういう区長会と契約するのか、その辺です。

あと、委託契約となりますと、その成果を確認して検査調書というものを作ると。そして支払いをするということになるわけなんです、そういうものの確認の方法。

それから、これは消費税の取扱いがどうなのかということで、区長さんの中には個人事業主、農家も含めて、いらっしゃると思うんです。そうすると、そういった区長さんの中には売上げが1,000万を超えているということで、消費税の課税事業者になる方がもしやいらっしゃる。これは2年度以降も、区長さん1年交代ですから、その辺のどういうその扱いをするのか。これはやはり区長さんにご負担をかけるような契約方法では区長さんも大変だと思いますので、その辺十分検討されて、契約方法を検討して、実施していただきたいと思います。

次に、33ページの2款1項3目役務費のファームバンキングソフト追加設定手数料。これは指定金融機関、来年度替わるということで、その手数料だと思います。こういう手数料は、2年ごとに指定金融機関が替わるわけですが、その際、そういう金額に変更があるのかどうか。

また、データ伝送などにおけるセキュリティは万全なのかということで、指定金融機関でセキュリティの対策に違いはないのかどうかお聞きしたいと思います。

次に、36ページの2款1項8目使用料及び賃借料の電算機器賃借料、それから自動車借上料、住宅借上料の使用内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めに、行政区長業務委託料ということで、説明申し上げたように、次年度より、行政区長について、委託契約に基づいてお願いをするということで、これも会計年度任用職員の関係上、法律的にそうせざるを得ないという状況でございます。そんな中において、これらの契約関係ですが、現在予定しております行政区長との契約は区長会とかそういったものではなく、行政区長、各行政区の区長さんとそれぞれに業務委託の契約をする予定をしております。

また、契約に伴っての消費税の取扱いということですが、この消費税の取扱いについては、課税上、4要件がありますということで、4つの要件を具備したものが消費税の課税対象となるということで、4つの要件については、一つ目が、国内において行われる取引であること、これは国内における取引になっています。2つ目が、事業者が事業として行う取引ということで、行政区長さんは事業者ではないということの判断をしておりますので、この2つ目については該当しないということで、それ以外にも、対価を得て行う取引とか、資産の譲渡貸付けとかこうあるわけなんです、この4つの要件のうち1つでも該当しなければ消費税の課税対象とならないというふうになっておりますので、行政区長さんは事業者ではないという判断で、消費税については発生しないという取扱いで委託契約をする予定でおります。この辺の取扱いについては、今税務署とも連絡を取って確認はしておりますが、ほぼそういった取扱いで間違いはないという方向で進んでおります。

○議長（円谷忠吉君） 会計管理者、須藤寿行君。

○会計管理者（須藤寿行君） 33ページ、2款1項3目会計管理費、11節役務費の5万円でございますが、まず、ファームバンキングとは、事業所と金融機関のコンピューターを電話の回線で接続して、振込や口座照会を行ったりするサービスの総称でございます。

この設定手数料ですが、令和2年度に指定金融機関の変更が予定されております。指定金融機関に変更がありますと、新たな金融機関の電算会社と口座振替や送金等のデータのやり取りをすることになりますので、出納室のパソコンの設定を変更する対応と費用が必要となります。対応する金融機関の電算会社と契約することになりますが、10月に指定金融機関が変更となることから、まだ協議も始まっておりませんので、過去の変更時にかかる費用を参考につかみで計上したものでございます。金額的には安価であると想定しており、金融機関によっては手数料について多少の金額の違いはあるかと考えております。

また、データ送信時のセキュリティについてですが、過去の口座振替については、作成したデータのフロッピーを金融機関の職員に持って行ってもらい対応しておりましたが、紛失等の事故防止等の観点から、パソコンから送信するファームバンキング利用の対応となっております。データの送信については暗証番号入力でセキュリティを図っておりますが、さらに、別にファクスにてデータの件数、金額振替指定日等を送り、電算会社で内容を確認後、振替作業が進められ、二重の対応で情報の保護に努めております。

なお、町内各金融機関では、3行とも同じくファームバンキングを利用し送金等の対応を行う予定でありますので、対応としては違いはございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 36ページ、13節使用料及び賃借料の内容でございますが、これは地域おこし協力隊を募集しております、その方が利用する、まず電算機器使用料についてはパソコンの使用料ということになっております。次の自動車借上料につきましては、県内からの募集になっておりますので、業務遂行上の公用車の貸与ということでございます。住宅借上料については、家賃分としまして月5万円の12か月分の1名分を計上している内容となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 32ページと33ページの件はよく分かりました。

今の36ページの地域おこし協力隊の募集ということで、令和元年度は応募者がなかったと。令和2年度において再度募集するというので、これ1名だと今お話があったんですが、この地域おこし協力隊のなぜ応募がなかったのかという、一般質問の中でもありましたが、やはり明確に何を願うのかという、その募集するそういうやり方がちょっと不十分なのかなと思うんです。それは物産の販売とか、花火のいろいろなお手伝いというのは分かるんですけども、あるいはまた移動販売車のお手伝いというものも見込んでいっていると思うんですけども、やはりもうちょっと浅川町の町づくりはどうやっているんだとか、そういう人たちに来ていただいて、どういうことを願っていたんだとか、あるいは行く行くは浅川町に移住をしていただいて、そういったものに関わっていただきたい。そういう思いをもっと発信すべきだと思うんです。

この辺、ちょっと町長にお聞きしたいと思うんですが、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に地域おこし隊がなかなか募集がなくて、間違いなく苦労しているのは、私も商工会も、またJAさんも同じだと思っております。それで、本当に今度町の思いをいかに伝えるかをいろいろと相談して、何とか1名募集したいなと思っております。また、そのときには様々なご指導のほどよろしく願います。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○2番（兼子長一君） 分かりました。

○議長（円谷忠吉君） ここで、10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出の質疑を続けます。

2款1項総務管理費、30ページから39ページ。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 3項目ほどちょっとお伺いしたいと思うんですが、まず35ページ、2款1項6目12節委託料のことなんですが、35ページの財務書類作成に係る助言等支援業務委託料なんですけれども、この財務書類の中身と委託する業務全体の内容、そちらのほうお知らせ願いたいと思います。

それから、37ページ、今この浅川町住宅用太陽光発電システムの設置事業補助金なんですけれども、太陽光発電そのものはだんだん今衰退傾向にあるということは承知しているんですが、逆に言えば、この再生可能エネルギーということで、要するに国のほうも相当本腰を入れてやってきているという経緯もございます。前年度対比で減額されています。その理由と、それから、予算上は12万掛けることの5戸、5件ということで計上しておるんですけれども、令和元年度については実績はどのようになっていたか、こちらのほうお尋ねしたいと思います。

それから、39ページ、加工製造、販売事業運営補助金590万と計上されています。前年度も同額と承知していますけれども、この事業が続く限り定額なのか、それとも年度ごとの決算状況によってはこの辺の変動があるのかどうか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めに、35ページ、12節委託料における財務書類作成に係る助言等支援業務委託料でございますが、これについては、今現在の一般会計、特別会計を含めて単式簿記ということで対応していますが、徐々には複式簿記に移行するというところで、現在、固定資産の台帳整備等々、これらの複式簿記に係る財務会計の処理をする関係上、単式簿記で従来来ていますが、これらの有資格者の指導、助言を受けながら財務会計をしているということで、前年度の決算ベースを基に財産の固定資産関係、こういったものは作成

が必要ということで、助言、指導を受けている内容でございます。

次に、37ページにおけます太陽光発電システムですが、今お話がございましたように、太陽光発電に関しては売電価格も下がっていると。初期投資も下がってはいるんですが、そんな関係上、本年度においてもこれらの申込みは現在のところは3件しかないという状況でございます。また、前年度、平成30年については8件あったわけなんですけど、今年度は3件ということで、そういった申込み件数の状況を勘案しまして、次年度においては12万円、上限が12万ですので、12万円の5戸分を計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 39ページの加工製造、販売事業運営補助金590万円です。平成31年度予算の当初でも590万円となっております。これにつきましては予算上、主に人件費と、それから車両管理費、それから維持管理費を売上げ等で賄い、それで不足分する分を町の補助金で計上するというようになっております関係上、支出のほうで今後人員が増えるであるとか、別な若干のやはり投資が必要であるとか、あと売上げが変わるといふことになれば、この町の補助金のほうも変動は出てくるものと思われま。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1点目の太陽光については分かりました。

一番先に質問させていただいた35ページですけれども、こちらのほうはいわゆる企業会計のほうに移行するという形の中の今過渡期といいますか、ちょうどあれしている準備段階も含めてだと思わうんですけれども、これは、今のお話ですと固定資産台帳だけですか。そのほか4点ぐらいある財務諸表全部を含めてやっているという状況なのか、それを再度ちょっとお知らせ願いたい。

それから、もう一つの39ページの件なんですけれども、これは590万は定額じゃなくて、その決算状況によっては変動することもあり得ると、それから中身の変動によってはあるということなんですけれども、会計年度、いわゆる多分通常ですと3月なのかと思わうんですけれども、こちらのほうの補助金の相手側の会計年度というのはいつなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 財務会計におきましては、している業務は、固定資産の財務会計を主にやっております。平成29年度決算からそういうふうな複式簿記というような方向は出ていますが、全てに於いての財務会計複式にというふうにはまだなっておりませんので、全てではございません。主に現在は固定資産に係る財務処理ということを主にやっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 一般社団法人の会計年度につきましては、4月1日から3月31日でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 分かりました。

それで、じゃ、この財務書類作成ということですが、これ固定資産台帳の作成ということですね、今のところは、ですよ。当然固定資産台帳重要なところで、結構調べるのも過去から遡らなきゃならないということもありますんで、業務量としては大変だと思うんですが、併せてあと4点ほどあろうかと思えますんで、順次それもやるということというふうに理解しています。

それから、39ページについては、3月31日をもって決算年度とするとすれば、逆に言えば、売上げが上がったり、それから費用が増えたりとそういうことになれば、この590万の定額ということじゃなくて補正も組むというような形の中での理解でよろしいのでしょうか。いわゆるこれは令和2年度分の予算ですので、令和元年度の決算状況によってはこの辺の変動もあり得るよという含みでよろしいのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今おただしの件で、主が固定資産で、順次そういった方向で移行していきますんで、そういった体制で助言していただいて対応しているという状況です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 基本的には、そういった大幅な変動があれば補正の必要もあるかとは思いますが、若干の変動ということであれば、この590万円につきましては、次年度のその年度間のやり取りの中で運転資金等も必要になるかと思えますので、その辺は随時、その辺を勘案しながら対応したいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 2点ほどお伺いいたします。

1点目ですが、36ページ、2款8目企画費、12節委託料のホームページ管理委託料60万8,000円について、内容と内訳についてお伺いいたします。

2点目、36ページ、2款8目企画費、12節委託料のふるさと納税返礼業務委託料100万円について、内容と内訳についてお伺いいたします。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めに、ホームページの管理委託料ですが、60万8,000円を計上しております。これについては保守、管理、更新業務ということで、年間を通してお願いするものでございます。保守につきましては、ホームページのサーバーの保存関係をお願いしているものでございます。あと管理については、ホームページに記載の記事の管理、そういったものを追加、削除、そういったものについての変更等々含めて管理をお願いするものという内容でございます。また、ホームページの更新されるもの、そういったものについても年間を通してお願いしているということで、このホームページについては専門性も高いものですから担当者のみでは管理できない部分もございますので、年間を通して委託業務ということで管理を委託するものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 36ページのふるさと納税返礼業務委託料100万円ですが、現在のところ、主な

ものとしては漢方特別栽培米のお米、それから自然薯、それから乾麺等の詰め合わせ、それから花火の打ち上げというものを返礼品として予定をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 1点目について分かりました。

現在の浅川町のホームページを見ますと、町の一大イベントである花火がほとんどPRされていないように伺えます。最近では、動画の撮影や投稿が素人でも簡単にできるようになっています。町独自によいところを発見し、取材、撮影、発信が必要ではないでしょうか。委託料に60万も出しているのですから、もっと目立つような形で、分かりやすいように町のよさを強調して、PRしていくべきではないかと思えます。

現在は農業に関心を持たれている方も増えています。農業の生産の現場の動画なども挙げて、浅川町に興味を持っていただくことも必要ではないかと思えます。浅川町のおいしいお米や農産品のPRなど、全国市町村のホームページを参考に研究が必要ではないかと思われまます。お伺いいたします。

2点目について、こちらも分かりまます。

現在、浅川町でのふるさと納税の返礼品は、先ほど言っていたいただきました、うどんや漢方資材米、自然薯、花火などとなっています。インターネットで返礼品の総合サイトなどを見てみますと、他の市町村では、ランキング上位にお肉の詰め合わせやお米を出している例が多く取り上げられています。浅川町でも特産品のお米や野菜、肉牛など出品ができるのであれば、町全体の活性化、生産の活性化にもなるかと思えますが、伺いまます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） ホームページにつきましては、本当に言葉で言いますと代わり映えのないホームページということで、ご指摘のとおりだと思います。そういったこともございまして、今年度ホームページなどを見直すということもやっておりますので、常にやっぱりそういった方向で町の情報発信の源ということで、分かりやすいような、目立つような、そういったインパクトのあるような、そういったものに順次改善していく方向で対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） ふるさと納税の返礼品につきましては、返礼額の寄附に対する限度額や地元産品に限るといった縛りもありますけれども、そういったところもありますけれども、浅川町のそういった特産品等をもっとバラエティーに富んだものになれるように考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 1点目、2点目について、説明ありがとうございます。

ぜひ浅川町のよさが強調されまして前面に出るようなホームページづくりや、ふるさと納税の返礼品の見直しをしていただいて、町が活性化するようにやっていただければと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 一つは、大草の集会所の件がコミュニティー助成補助金の中で出ております。これは、集会所についてのコミュニティーの助成、大草の集会所の建設では、いかほどの助成金で、そして、地元負担はできないのかどうか。その点をお伺いさせていただきたいと思います。

同時に、この集会センター、私が議員になってから何か所かも建替えています。どうも寿命が短いのではないかと。普通の住宅なんかだったら50年ぐらいはもつだけけれども、30年とか40年経つ集会センターは改築せざるを得ないような、そういうものになっているのではないのかなど。その辺の長もちさせる工夫というんですか、設計とかそういうことも含めて、お伺いしたいと思います。

それから、その次には、37ページから38ページにありますけれども、いわゆる高齢者タクシー料金の使用料につきまして、75歳以上で500円券を24枚、1万2,000円配布すると、こういうふうなことであります。これは、毎年75歳に到達した方々にこのタクシー券を配付するというか、そうではなくて、75歳の全員に配布するという、そういうことか。その辺のことが一点。

もう一つは、免許証の自主返納の問題も、これは一時金として5万円、これは現金でやると説明してきたんですけれども、これは個人の口座、あるいは口座持っていない場合にはどうするのかと、年金があるので口座がない場合はないと思うけれども、そういうところに入れるのか。その2つについてもお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、コミュニティー助成事業関係でございますが、34ページの18節負担金、補助及び交付金、37ページの上段にコミュニティー助成事業補助金ということで、2つに分かれております。これは、同一の大草集会所に関する補助というふうになっております。

まず初めに、35ページの補助、コミュニティー助成ですが、負担金のこれ70%ですが、こちらについては町の補助金というふうになっております。37ページについては、コミュニティー助成事業に関する補助というふうになっております。

概要、あくまでも予算上の概要でございますが、全体事業費として予定します事業費が、約2,600万円ほど事業費として予定しております。この中においてコミュニティー助成事業に関する事業費が2,250万円程度になっております。この2,250万円に対しての60%が助成事業での補助金ということで、1,340万円が補助金としてきます。これは、37ページの1,340万円でございます。

また、コミュニティー対象事業以外になる分、これに対して町補助が70%ということで、これが35ページの980万となっておりますが、大草集会所以外にも集会所助成上げていますので、この980万のうち800万程度が町の単独の補助金ということで、70%を計上しております。

結果的に、今申し上げました全体事業費2,600万円程度に伴いましての財源ですが、コミュニティー助成事業で1,340万円、町の助成、解体に当たっても解体費用の70%を補助していますので、そういった町の補助は合計として884万2,000円を予定しております。そういった関係上、補助対象以外の地元負担についても、300万から400万程度の負担は出てくるという状況になっております。

2点目の集会場の耐用年数ということですが、これらの集会所、町内の集会所の耐用年数とか建築年度、そういった資料、手元に持っていませんので、今どういう状況かはちょっと報告できる状態にはございません。

3点目のタクシー助成費関係ですが、これら手続ですが、今回予定します新規事業でございまして、あくまでも助成金については75歳以上の方で、運転免許証自主返納者で、一度は申請書は提出していただくということで、次年度以降は日付更新をするという対応でしたいと思います。75歳以上誰もがというふうには対応できない状況でございまして、運転免許証自主返納者、高齢とか、その両方を加味した方を対象として初年度についてはスタートしたいということで、あくまでも申請に基づきまして交付しているというふうな考えで初年度については対応していきたいというふうに考えております。

また、従来やっておりましたタクシー券の交付ですが、口座振込ということなんですが、これについても今年度から現金で、今年度4月1日以降、免許証返納者については、従来と同じ額の5万円を現金で助成するというので、これも返納者については申請をしていただいて、その時点で口座等に振り込むという内容で対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） きちっとした設計をやっているんでしょうけれども、設計者がやっていたら、でも何かやっぱりいろんなことを考えると非常に寿命が短いんです。ですから、その辺は十分留意してほしいなというふうに思います。

そこで、運転免許証自主返納者、高齢者タクシー助成が、なんかちょっと私どっちもすんどこないんですけども、13節の高齢者等タクシー料金使用料というのは、やっぱり免許証を返納した人に、75歳以上の方にタクシーの券を配る、こういうことで、そして、この18節の運転免許自主返納助成金5万円、これは以前からやっていたものですから、これは前年度分というふうな形でしょうか。そのところちょっと分かりやすくもう一度お願いしたいと思うんですけども、ちょっと分からないものですからお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず初めに、13節使用料及び賃借料で、高齢者等のタクシー料金使用料ということで330万円計上したもののについては、今年度新規でやります浅川町タクシー料金助成事業ということでございまして、タクシー券を交付するというやつ補助金を予定しております。これについては、75歳以上の現在における住民の方が1,100名おまして、その25%、275名に対して補助金を出すということで、提案理由でも説明しましたように、1年間で1枚500円のタクシー券を24枚、額にして1万2,000円分のタクシー券を交付しますというのが、37ページ、13節の使用料でございます。

次に、39ページの運転免許自主返納助成金ということで、149万円を計上しております。これは、従来やっていたタクシー助成券だったものを現金を支給するというふうに、今年度の4月1日から取扱いを変えるという内容の助成金が149万円を予定しております。これも新たに自主返納される方は、年間約20名程度を見込んでおります。

またあと、前年度に申請をしてまだ残っている分がありますと、その従来ですと3万円分のタクシー券、次年度2万円のタクシー助成券があるということで、複数年度にまたがっていますので、それらの現在申請さ

れている方も含めて、そちらが20名ということで、予算上は新規と前年度から引き続き分の20名、40名分として、自主返納者に対して149万円の予算を計上したということでございます。

以上です。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 幾つも質問させていただきます。

まず、ちょっと通告にはなかったんですが、30ページの需用費に関して。東京電力との、現在、今、町は5年契約で電力を買っているという説明が一般質問の際にありました。この5年契約が満了するのはいつなのか伺いたいと思います。

次です、31ページ、人事評価制度。これに対して、現在、国・県の補助はあるのかどうか。

それから、町ではこの人事評価の結果を給与や昇給に影響させているのかどうか。

それから、この人事評価制度を業務委託するわけでありますけれども、237万円という多額のお金を使って、業者に業務を委託する必要があるのか。この点についてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

それから、その次、やはり31ページ、会計年度任用職員。これに対しても人事評価制度を実施するというふうな予算措置が取られておりますけれども、会計年度任用職員というのは1年単位の雇用ですよね。1年で雇用期間が終わってしまう、そういう人に対して人事評価制度を適用してわざわざお金をかけるというのはどういう意味があるのかどうか、伺いたいというふうに思います。

それから、32ページ、例規集に関する質問です。

現在、例規集は大変膨大になっております。2巻に分かれていて、もうそれぞれ片手ではつかみようがないぐらい膨大になっております。私は、地方分権によって様々な細かい権限が、相当瑣末な権限が町に移譲されたために、現在その様々なことを条例で決めなくちゃならないということが続いていて、こういう結果になっているというふうに思っています。ですから、この例規集の収録は基本的な条例とか規則に絞って、地方分権などで下りてきている瑣末な、瑣末なというか、当町には直接関係ないような条例、こういうものはインターネットで見えるようにして経費の節減を図る、こういうことが必要ではないでしょうか。伺いたいと思います。

それから、その次、32ページの回覧板。行政区長の絡みで回覧版について伺いたいんですけども、昨年も聞きましたけれども、現在も全く不要不急分のもので1枚ぺらっと入っていて、これ回覧板で回してくださいという状況があるわけです。私は本当に町はあまりにひどいんじゃないかというふうに思うんです。ほとんどの人が興味も関心もない、つくった人には申し訳ないんですけども、興味も関心も影響もないような、そういうものが1枚ぺらっと配られて、町内の全世帯を、それみんな回して動けど、こういうふうに言っているわけです。こんな私はひどい話はないと思うんです。これはやはり、今恐らく月に4回だというふうに思うんですけれども、これは2回に減らして、半分に減らして、それで回覧板で回すのも厳選する、不要不急のものは後回しにしてまとめて回す、そういうふうな対応をして、町民の負担を減らすべきではないかというふうに

思うんですけども、伺いたいと思います。

次、34ページ、大変大きな金額を取って個別施設計画策定業務委託が行われます。これは町の公的な施設全てについて、今後どういうふうな管理をしていったらいいのかというのを業者に決めて、判断してもらうんだと、こういうようなものだというふうに理解しているんですけども、その委託の内容、どういうことを委託するのか。それから、どういう業者に委託をするのか。納期はいつまでなのか。この点について伺いたいと思います。

それから、その次37ページ、高齢者タクシー料金使用料に関してなんですが、新しい制度で、年間24枚、500円券を支給しますよというお話でしたけれども、今聞いていて、あれ、そうだったんだっけかなというふうに思ったのが、まず一つは、275人、1,100人の25%だと275人になりますよね、たしか。こうした理由として、75歳以上の運転免許返納者を対象にしたと、こういうふうなご説明があったんですけども、これだと当初の趣旨から全く外れてしまうのではないかなというふうに思うんです。というのは、もともと免許を持っていなかった人は対象外なんですか、これは。それから、免許取消しになって、そのままになっていた人なんかも対象外にしてしまうんですか。そもそもこれは巡回バスに代わるもので、買物弱者の救済、高齢者の足の確保、これが主な理由だったはずですよ。それが形を変えて、巡回バスでは私の町には合わないの、タクシー料の助成にしようということになったんだと思うんです。ですから、これ運転免許返納者だけに限ったならば、これは全くおかしなものになってしまうというふうに思うんですけども、その点について伺いたいと思います。

それから、使えるタクシー会社はどこなのか。それと、4月1日から利用できるように進めているのかどうか。町民にはいつ周知をするのか。そういうことも通告してありますので、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、38ページ、運転免許自主返納者に対する助成金5万円を支給するということでもあります。タクシー券よりは現金のほうがいいだろうということですからこういうことをするということなんですけれども、この助成金と、先ほどの高齢者タクシー券、75歳以上の方は年間500円券を24枚、これは併給できるんですか。それとも、免許返納して5万円もらった人にはこのタクシー券はその年はあげませんよと、こういうことになるんですか。伺いたいと思います。

次です。

39ページの加工製造、販売事業に関して伺いたいと思います。590万円の内訳は、先ほど4番議員からの答弁で分かりましたので、これは結構ですが、加工所、これについても希望者があるというお話でありました。どういう利用の形態をされるのか、その希望者の具体的な内容、希望の内容、これについて説明をいただければありがたいです。

それから、移動販売車については、私も結構あちこち回って、いや、うちの前にも止まってもらいたいんだというような話を何軒かの高齢者の方から寄せられていて、これは本当に期待が高いものがあるというふうに思っていますけれども、現在、この移動販売車の利用者というのは何人ぐらいいらっしゃるのか。これは増えているのか、減っているのか、その辺についても伺いたいと思います。

それから、39ページの空き家改修支援事業に関してなんですけれども、空き家バンクの登録状況はどういうふうになっているのでしょうか。国が全国の空き家状況を調べて、それで活用しろということで補助金をつけ

た。浅川町も空き家の調査を行って、空き家バンクを開設して、今空き家になっているものを有効活用しよう、例えば、都会の人を一時的にでも、あるいは永住でも構わないんだけど、そういうふうにして使ってもらって、地方の人口が増えればいいな、こういうような形だったというふうにするんですけども、現在の空き家バンクの登録状況というのはどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

最後に、39ページの移住支援金給付事業補助金、新たなものが60万円出てきました。町は移住者を迎えるために具体的にどう取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めに、1点目の電力との契約関係でございまして、前説明したように、東京電力と5年契約というふうに言っております。契約したのは、昨年31年4月に長期計画をしまして、それから5年間についてはこの長期契約に基づいて引き続き履行されるということで、31年から5年間というふうになっておりますので、令和6年3月までの5年間の期間になっております。

次に、人事評価の関係ですが、国庫補助金等はあるのかということですので、これについては国庫補助金等はありません。

多額の費用を出して業務委託をする必要があるのかということで、これについては、人事評価については全国の市町村、国のほうからも指導がございまして、全国の市レベルですと、ほぼ100%に近い市町村が人事評価制度を取り入れているということでございます。また、町村におきましては、全国的に見れば半分程度については人事評価制度の導入をしているということで、目的とかそういったものについては先ほど申したように、この人事評価制度をやることによって、その評価に基づいて勤勉手当に反映するとか、本来の目的はそういう目的ではないんですが、職員の能力開発という目的でやっておりますので、そういった関係上、この人事評価については今後とも必要であるというふうな認識でおります。

次に、会計年度任用職員制度の導入に伴っても人事評価がなぜ必要なのかということですが、会計年度任用職員については、あくまでも単年度の雇用契約ということでございますが、この人事評価制度によりまして、引き続き最長、国は3年というような提示をされましたが、浅川町は5年間ということで、人事評価の結果、適切であるということであれば、この人事評価の結果を基に再任用制度について引き続き雇用していくという考えでやる予定でおりますので、今回この会計年度任用職員についても人事評価制度を適用するというふうなことでやっております。

次に、例規集関係でございまして、今現在の例規集につきましては、不要なものとかそういったものについては基本的には載っていないものというふうな解釈をしております。ただ昨年度、例規集約90部ほどございました。これについて行政区長さんとか職員、係長以上職の者に支給したものを、そういった書類を簡略化をしまして、現在は40部程度の部数、当然議員さんのほうにも配付されておりますが、そういった条例関係についても必要部数を見直しまして、経費節減を図って対応しているということで、今現在載せているものについては必要なものということで判断しておりますので、そういった経費節減も図りながら、この例規集の対応についてはやっているの、ご理解をいただきたいと思います。

次に、行政区長等の文書配布で不要不急のものということで、1枚程度のものの回覧は適切でないということのご指摘もございまして、各課全庁にわたって、不要不急とかそういったものは回していないものというふ

うに理解しておりますが、1枚になる場合のケースもあろうかというふうに思いますが、その辺についてはご理解をいただければというふうに思います。また、昨年の行政区長会議において、こういった回覧回数についても、毎週やっているものを2回にすることはどうかということで、賛否両論あるということで、すぐに月約4回のを2回にするというようなものはどうかというふうなご意見もいただいておりますので、区長会との話し合い、意向等も踏まえまして、改善すべきものは改善していくという方向で対応したいというふうに考えております。

次に、34ページにおけます委託料、個別施設計画策定業務委託料1,300万円ですが、これについての委託の内容ということですが、これについては本当に町内公共施設、学校関係、公民館、役場庁舎、集会所等々、今後の公共施設、建築物、これについての今後の取扱いの方向性をここで取りまとめるということで、現況調査をしたり、いろいろ構造上そういったものが適切かどうかということで、これにつきましては公共施設、主に建築物に関係する施設についての今後の在り方の方向性を出すということでございまして、これについては民間の業者のほうに委託する内容でございます。

これについては納期はいつかということですが、これは国のほうからも示されていまして、公共管理施設計画書というのが前に作成されまして、それを受けた個別施設管理計画となっておりますので、令和2年度には作成はしなくちゃならないというふうに周知されておりますので、遅くとも令和2年度中には、この公共施設の在り方についての方向性を出すということで予定をしております。

次に、37ページにおけますタクシー助成券の対象者ですが、先ほど私の説明ちょっと不十分で大変申し訳ございません。対象者については両方、75歳以上であって、免許自主返納者というふうなことで、それが合致したのではなくて、それぞれに、いずれかに該当するものというふうなことでご理解いただきたいと思います。例えば、75歳以上であれば申請できます、運転免許証返納者であっても申請できますということで、両方合致して初めて申請ができるというものではございませんので、どちらかが該当すれば対象となるというふうなことでご理解をいただきたいと思います。併せて38ページの運転免許自主返納者、これとの併給はできるのかということで、これは基本的にできるというふうに対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 加工製造、販売事業運営補助金の中で、加工所の希望者がいるところのご質問ですが、そのイメージとすれば、その加工所の設備等を利用していただいて、商品、製品をつくっていただくようなことにと考えております。実際のところ、設備に関して、ちょっとその加工品をつくるに当たり、そういった設備が、条件等につきまして現在調整中ですが、基本的には場所、設備等をお貸しして、つくっていただくような形に考えております。

それから、移動販売車につきまして、待っている人、何人ぐらいかというところがございますけれども、答えになるかどうかは別ですが、ちょっと実績等についてご報告申し上げたいと思います。元年度の移動販売車の運行日数が、2月末までで53日運行しております。これを曜日別、火曜、水曜、木曜、金曜と4ルートに分かれておりますが、いずれも平均的なお客さんの数につきましては15人程度となっております。ですので、この辺の方々が顧客なのかなというところがございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 39ページにおける空き家改修支援事業補助金でございますが、現在の空き家バンクに登録されている町内の物件については2件ほどになっております。このうち、2件のうち1件については入居済みということで、この空き家バンクを活用した利用形態になっているという状況で、もう1件の物件についてはまだ未加入の状態で、空き家状態というふうになっております。

次に、その下の移住支援金給付事業補助金でございますけれども、これの要件につきましては、概略でございますが、東京23区に5年以上居住して通勤していた方が対象になります。これは移住元に関する要件でございますが、次に、移住先についてもこれらの要件がございまして、これらの要件に合致している企業に従事、就職した場合ということで、Fターンマッチングサイトということで、県内には108社の事業所があります。この108社に東京圏から移住してきた場合には、この支援金が受けられますということでございます。石川管内おきましては、石川町における株式会社石川屋さん、ここ1社しかございません。そういった内容で、東京23区から地方における要件を満たした企業に就職した場合に補助金が交付されるというふうな内容のものになっております。

交付金については、単身世帯の場合で60万円を支給すると、60万円の内訳として、国・県から4分の3の45万円が補助として交付されると。複数世帯への場合については、100万円まで補助になります。その場合の4分の3が国・県から交付されるというようなことで、移住元と移住先等々において、一定の条件、就職先についても登録されている事業者でなければ該当にならないというふうな事業ですので、ハードルは幾分か高いのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 最初の東電との契約は分かりました。

その次の人事評価制度に関してなんですが、説明を聞きますと、全国の市レベルではほとんどやっているけれども、町村レベルでは半分程度がこれに取り組んでいるということで、半分はやっていないということでもあります。新年度は237万円を支出するわけですね、これ業者に委託するために。その業者に委託するほど、237万円をかけるほど価値があるのかというところが、私は問題だと思うんです。その人の人事評価どういうふうにするかというのは、何年かにわたってお聞きをして大体分かっているつもりなんですけれども、職員がそれぞれ目標を持ってもらう、今年度の目標を持ってもらう、それに対して達成がどうだったのかというのを総務課長とか上役が判断して、最後は業者に委託するんでしょう、何か結果求めるのに。その部分が必要があるのかどうかというのは、私は甚だ疑問なんです。あなた一年間努力して頑張りましたねと、こういう評価は業者に委託しなかつたって分かるんじゃないですか。こんな237万円をそんなところにかけるんだつたらば、住民の福祉のためにいっぱい仕事できるじゃないですか。こういうのはもう業者に委託しないで、同じような趣旨のことはやるにしても、続けるにしても、業者に委託しないで内部でやると、こういうことはできないんでしょうか。その点伺いたいと思います。

それから、質問しましたけれども、現在、給与や昇給に影響させているんでしょうか、この結果を。その点

を伺いたいと思います。

それから、会計年度任用職員に対する人事評価に関しては、説明は分かりました。

次、例規集の膨大になっている問題についてですが、課長の答弁では不要な条例規則は載っていないということで、それはそのとおりなんですけれども、例規集に載っけて、日常的に議員は身近にこれは必要なんです、必要なものだけあればいいんです、身近には。ほとんど浅川町には適用ありませんという条例まで全部載っけていて、持ち運びもできないような状況になっているので、そういう部分はもう加除するのにわざわざ業者に頼んでいちいちお金払ってやってもらうわけでしょう。そういうのはもうやめて、もう町のホームページで見てもらえば全部載っかっていますからという状況にあるわけですから、そういうあまり利用頻度のない、不必要なというのは私のちょっと言い方が悪かったですけれども、利用頻度の少ない条例についてはそういう扱いにすべきではないかなというふうに思うんですが、その点について伺いたいと思います。

それから、回覧板の回数を減らすことについてなんですけれども、不要不急のものはないというふうなお答えでありましたけれども、現実的には何とか便りなんていうのが1枚だけぼろっと入っているというようなことで、本当にこれが緊急に、急いで町内の2,000世帯を動かして回さなくちゃなんない情報なのかといたら、とんでもないというようなものがあるんです、何回か。ですから、もう事前に、月2回にしたって事前に発行日は分かっているわけですから、本当に緊急のあれがあれば、それに間に合うように入念に各課で準備をしてもらって、もう減らしてください。月2回にぜひやってもらいたい。私も、もう何年もこのことを取り上げているんですけれども、ずっと進んでこなかった。町民からもかなり苦情が出ています。これはぜひ積極的に取り組んでいただきたい。できないことではないと思いますので取り組んでいただきたいと思いますが、町長の認識を伺いたいと思います。

次の個別施設計画策定業務。これについては、そういう建前は分かりましたけれども、例えば、この役場庁舎だと、どういうふうな話になるんですか。相当古いから建て替える必要があるというのが結論的な話なのかなというふうに思うんですけれども。この役場庁舎が古くて建て替える必要があるなんていうのは、もう誰しも百も承知のことなだけけれども、そういうのをいろんな数字を使って、わざわざ頼んで一体どうなるのかなというふうな気はするんですが、その点について再度伺いたいと思います。

それから、高齢者のタクシー利用料金の使用料、これについては、対象者は75歳以上か、75歳にならなくても免許自主返納者、こういうことですかということで、それは分かりました。それで、対象が高齢者、75歳以上の1,100人とおっしゃいましたね、1,100人の4分の1だというふうに推計した。要は、どういう根拠に基づいているのか。再度伺います。

それから、最初質問したんですけれども、使えるタクシー会社はどこなのか。それから、4月1日から町民の方が利用できるように進めているのか。それから、町民にはいつ周知をするのか。この点について答弁がありませんでしたので、伺いたいと思います。

それから、その次の運転免許自主返納者助成金。5万円を現金で支給するということでもありますけれども、タクシー券と併給ができるということでもあります、私は現金で5万円を支給すれば、その年はタクシー券は支給しなくても十分ではないかなというふうに思うんですけれども。それはもらえればもらったほうがいいとは思いますが、ある意味これ二重の、趣旨が重なる制度ですよね、足の確保という点で。ですから、片方が

適用されれば、もう片方は遠慮してもらおう。それで実際、町民の方が困ってしまうという状況、これは出てこないというふうに思うんです。その点について、これは私の意見なので、よく検討していただきたいというふうに思います。

それから、その次の加工製造、販売事業について。加工所の希望があるということで、設備に関し、今調整中だというお話がありました。まず、加工所で何を加工するというお話なのかなというのが一つ、それ言って差し支えなければお聞きをしたいのと、やっぱりこの事業に関して町民の方が心配しているのは、いろいろなことをやって、設備費用をかけて、結局うまくいかなかったはで、誰がそれ責任持つんですかという話なんです。私らは本当に町民の方に積極的に特産品の開発に取り組んでもらいたい、そういう気持ちはあるんですが、ただ、そういうふうに途中で、ある意味言い方は悪いけれども、ぶん投げられるようなそういうことになっては、それまでに投資した設備費はもったいなかったなとかいうことになるわけなんです。ですから、その辺の判断はどのようにされているのか伺いたいというふうに思います。

移動販売所については、令和元年の実績からいくと、大体60人ぐらいの方が利用されていると。4ルートで大体1回15人ということですから、60の方が利用されているという。私、最近お聞きした2つの例は、ついこの間初めてあの音楽を聴いて、こっちのほうにも回って来ているんだなというのが分かったという方がいらっしやいます。あと、うちのほうにも来てもらえるのかなと言う人もいらっしやいます。ですから、まだまだこれは周知が足りないし、皆さんにこういうふうなものがあるんだよ、身近に行くんですよというのが分かれば、もっと利用者は飛躍的に私は増えるというふうに思っていますので、この点はぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

その後の2件については結構です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 回覧板の件は以前から聞いておりまして、なるべく1枚、少ないものは回覧で回さないようにはお話しております。それで最近かなり減ったとは思っておりますが、なおいろいろ検討して、なるべく少ないように、仕事が少ないようにさせたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、人事評価の件ですが、237万円をかけての本当に価値があるのかということですが、国からの指導、繰り返しになりますが、それと各市町村の取組等々もございまして。町村レベルは全国的には半分程度ということですが、管内的に見れば、玉川はもう導入済みということで、それ以外の町村についても令和2年度から取り組むということで、やはりこれは他町村でもきちんと評価に基づく勤勉手当に反映していくという方法でやっておりますし、その必要性は、そういう評価に基づく減をするということではなくて、人材育成ということの目標に基づいて対応したいというふうに考えております。

委託ということなんです、年度年度において評価者、管理職においても評価する立場に変わりますので、そういった評価する立場の捉え方とか、または評価したことによって適正なのかというそういった会議もやりまして、そういった中において、そういう専門性のある方から評価に対する内容についてご指導をいただくということで、その評価の意識を上げていくということをやっていますので、職員自ら全てができるものではな

いものかなということで、内容について、費用については230万が適当かどうかということですが、項目を上げれば、そういった評価者の指導も受けるということで費用を、人事評価の内容について委託をしている状況でございます。今申し上げましたように、この人事評価結果については、給与、勤勉手当には反映はしていないという状況ですが、管内を見ても近々導入する方向であるということでございます。

例規集についてですが、そのような方向は理解しますので、今後どういうふうに経費節減を図っていくか、これは必要部数でやっておりますので、なるだけ必要でないものについては方法があれば、そういったことで対応できるものはちょっと検討させていただければというふうに思います。

回覧板については、今町長答弁ございましたように検討をしたいというふうに思います。また、行政区長会議を4月に予定しておりますので、その中でも協議をさせていただくということで、なおかつ庁舎内においても、1枚だけぼろっとその内容によっては判断しなくちゃならないというものもあれば、そういったものは庁舎内で周知を再度しまして、そういったことのないような形で回覧の在り方については検討させていただきたいというふうに思います。

新規で予定していますタクシー助成ですが、75歳以上の25%、どういう基準かということですが、これについては、タクシー会社については町内の事業所1社しかございませんので、そちらを予定しております。その事業所とも話し合いを若干させていただきました。他町村の例なり、いろんなこういう内容でということで、一、二度話し合いをさせてもらった中で、当初段階は見込みとして25%程度で取り組んではどうかということで、これらの状況によりまして申込み者が、申請者があれば、それは今後補正等で対応させていただければというふうに予定をしているところでございます。

いつからかということですので、4月1日からは申請の受付ができるような、そういう体制で速やかに対応したいということで、これらについては広報等には載せるような予定はしておりますが、それだけではまだまだ不十分ですので、具体的には事業所さんの協力を得ながら、浅川町にはこういった助成制度がありますよとか、いろんなそういった協力をいただくなど、周知の方法については検討をしたいというふうなことで、時期もそんなにございませんので、速やかにやる必要があるのかなというふうに考えております。

申し訳ございません。私が聞かれた部分ではそこまでなんですが、答弁漏れがありましたらちょっと言っただけだと思いますが、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 加工所のほうのことの加工するのは何かということですが、今のところ総菜的なものだということは聞いております。

それから、移動販売車の運行につきましては、よく今後とも協議しながら周知等を図って運行していくようにしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点だけ再度伺いたいと思うんですが、その加工所のことなんですけれども、やはり取り組んで、取り組むために設備を導入して、これ町費で買うわけなんですけれども、そして結果、何かうまくいか

なかったから辞めますということになるのが一番怖いので、やはりこれはよくよく内容を吟味して、本当にその人たちの、その人の熱意とか、あるいは成功しそうかどうかというの、よくよくいろんな人のところで、いろんな人の知恵を借りながら吟味をして、よくもんで、そして決定していくということが私は必要ではないかなというふうに思うんですが、その点についてどういう方向性があるんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今後、私もその方と直接面談はしておりませんので、今後、関係者の方を交えて協議していきながら進めたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款2項徴税费について、40ページから43ページ。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 42ページの2款2項2目使用料及び賃借料のコンビニ収納システムにおいて、直近の税目ごとの問合せ件数、それから納税額、また、このコンビニ収納システムの効果といたしまして、徴収率に向けてのそういったものが反映されているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） それでは、42ページ、2款2項2目13節使用料及び賃借料、下から3番目の165万円の件です。直近の件数と納税額、金額とかということなので、1月分のコンビニ利用をして納付になった件数と金額を申し上げます。町県民税が58件、129万5,000円、固定資産税が40件、45万円、軽自動車税が1件、1万2,900円、国保税が66件、95万7,000円、件数合計で165件、約271万6,000円の収納となっております。前年と比べましても約140万円ぐらい増というか増えておりますので、コンビニ収納を導入した成果は上がっていると思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） そうしますと、一定程度の効果はあるということで、この収納システム導入がよかったのかなと思います。

それで、軽自動車税が1件しか、このシステム、コンビニ収納がないというのは、何か要因があるんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） たまたま1月が1件ただだけで、令和元年度の軽自動車税につきましては、あと7件残りとなっております。なので、コンビニを利用して入ってきている件数が少なかったということだと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 42ページの22節の200万円の過誤納還付金というんですか、これは主にどういうものなのか。前にもどりますけれども、いわゆる防犯灯の設置の部分について、前から……

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田君、それは終わっていますから。今やっているのは2款2項ですから。

○10番（角田 勝君） いや、だから、ちょっと前だけれども、簡単に……

○議長（円谷忠吉君） そのために言っているわけで、通告とかやっているわけですから、ちゃんとそれはルールにのっとってやってください。

○10番（角田 勝君） 通告以外の話……

○議長（円谷忠吉君） いや、それはいいですけども、1項から2項にいつているんですから。

○10番（角田 勝君） 滝輪の団地の防犯灯が非常に、行ってみると暗い、その対応はなされたのか。行政区で何回も何回も、何度も何度も要望したんだけど設置されないということについてはどう区長さんに対して説明をしているのかということでもあります。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 42ページ、2款2項2目22節償還金、利子及び割引料の200万円につきましては、初日の補足説明の中でも申し上げましたとおり、ほとんどが法人町民税の還付金となっております。法人町民税につきましては申告納付となっております、見込み申告されて納付された税額と、事業年度が終わって確定申告されての税額の差額、見込みが多かった場合に還付する税額となっております。これ毎年どのぐらい出てくるかということは予想がつかみませんので、例年どおり200万円の計上となっております。ちなみに、平成30年度は5件で85万円、令和元年度は今のところ6件で3万5,400円となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、簡潔に教えてください。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、戻りまして38ページにおける14節工事請負費、この中で防犯灯ということで説明しましたので、この件について今ご質問あった件でございます。

ニュータウンの中が暗いということでございますが、毎年行政区要望を各行政区から出していただいております。相当の数がございまして、行政区要望に対して全てが対応できるという状況にはなっていないのが現状でございます。ただ、今回の予算で170万円は、前年度は約40万程度の予算でございましたが、いろいろと行政区要望、また様々な要望のあった箇所、また通学路として必要な箇所、そういった優先順位を持ちまして、必要な箇所については防犯灯を設置するというので予算を計上させていただきました。その中においてはニュータウン内の状況も見っていますが、確かに暗い状況はあるかと思いますが、それ以上に必要な箇所もございます。通学路とかやっぱり必要な場所がありますので、そういった箇所を優先した分を予算の可能な範囲で実施をするということで100万円を計上したものでございます。

また、行政区要望に対しては、要望内容については町からの裁量ということで、文書をもって今年度対応、次年度以降対応、これについては実施予定はございませんとか、いろいろ町としての判断については、文書をもって行政区長さんにお知らせしている状況で、行き違いのないような、そういった行政区対応をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款3項戸籍住民基本台帳費について、44ページから46ページ。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 2点ほど質問させていただきます。

45ページの2款3項1目使用料及び賃借料の個人番号カードシステムにおいて、平成29年度及び30年度の交付件数と、令和元年度の直近の交付件数をお伺いします。

また、なかなか国も大変PRをしているマイナンバーカードなんですけど、この交付件数が、なかなか思ったように増えないということになっているようでございます。浅川町として、この件数を増やすための取組についてお伺いをいたします。

それから、2点目の証明書コンビニ交付システムですが、直近の証明書の種別ごとの交付件数、これは町内、町外のコンビニが分かれば、町内、町外別の交付件数についてもお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） 個人番号カードについてですが、平成29年度の交付件数は99枚、平成30年度が75枚、令和元年度2月末ですが、こちら117枚となっております、合計642枚、10%をちょっと越したくらいとなっております。

それから、交付数を増やすための取組でございますが、これまでも町内全戸へのチラシの配布、広報紙への掲載により周知を図るほか、役場窓口での相談受付支援などを行ってまいりました。それから、水曜延長窓口でもカードの申請や交付ができるような体制を取っております。今後も、マイナンバーカードを活用して最大5,000円のポイントがもらえるマイナポイントや、コンビニでも住民票、印鑑登録証明書の取得ができる便利さを積極的に周知してまいりたいと思います。

それから、2点目ですが、証明書コンビニ交付についてですが、住民票の件数ですが17件、印鑑登録証明書で17件の合計34件となっております。内訳につきましては、町内が27件、町外で7件となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） まず、1点目のマイナンバーカードについては、年度ごとに推移しているのを見ますと、令和元年度については2月現在97件ということで、令和元年度に入ってから交付件数が増えているのかなと。これはある程度の周知、そういう効果があるのかなと思います。それで、マイナンバーカード、来年の3月から国では保険証として利用できるよう今準備を進めていると思うんですけども、その辺のさらなる周知をお願いしたいと思います。

それから、実際申請をして、カードを交付する手続、これがなかなかまだ煩雑といいまじょうか、申請をして、その後役場窓口に来て、端末である操作といいますか、パスワード、そういったものを入れてから交付さ

れるということで、なかなか勤めている人とかそういった方は会社を休んで、その手続をするのが大変だというお話も聞いております。一応水曜日の窓口延長、よろしいのでありますが、そういったときに来ていただくようなことも、さらなる周知をお願いしたいと思います。

あと、コンビニの証明書交付件数については、私が想定した件数かなと。やはり町内のコンビニからの交付が多いのかなということで、今後さらなる周知をお願いしたいと思います。

もう一点、さらなる交付件数に向けての端末の、窓口での交付の手続、そういったものは国に対して、何か現場ではなかなかその手続が煩雑で交付件数が伸びないということ、国のほうにもちょっとこうお伝えいただくということでどうでしょうか。住民課長、もう一回お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） 何かの機会に、そちらのほうは国のほうに要望してまいりたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 通告していなかったんですけども、これは今の世の中だから仕方がないというふうに思うんですけども、システムのいわゆる改修や委託や、あるいは新しいシステムができてきたので、そういう業務委託とかそういうものが、元は本当に少なかったんですけども、こういう時代の趨勢の中でどんどん増えてきております。増えるのはやむを得ないのかなと今は思うんですけども、いわゆる競争の原理が働かないような形になってしまうのが、TKCの委託というようなことばかり、競争の原理を働けるようなそういうものはなされているのかなと、一体どういうふうな考えを持っているのかなと、いわゆる独占禁止法による違反するようなそういうものではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） システム関係の委託業務でございまして、様々な経過があると思うんです。一般競争入札、指名競争入札、随意契約ということで、あくまでも契約の性質、内容がどういった形で契約するのかということで、関係する法令に従って手続をしているというのが今の現状かと思えます。

今回のシステム関係の委託業務に関してはあくまでも随意契約ということで、これについては地方自治法の中において、その性質、内容が一定程度の理由に基づいて随意契約で対応しているということですので、競争原理というものは、また契約の性質上別であると。工事関係とかの指名競争入札とは別ということで、法律上においてもその契約の性質、内容について、それぞれの契約ができるという基本的な立場において、こういった従来入っているシステム関係は随意契約で、一定の理由の下にやらざるを得ないというのが現状です。

ただ、それは業者側から見積りが出ているだけのもので契約しているのかというふうになりますが、総務課としては相対的な契約もしておりますので、我が町におけるその同じようなシステムを導入しているTKCさんですけども、類似町村との費用はどうだろうということは、代表してそういう検証についてはやらせてもらってございます。同程度の規模で同程度のシステムやった場合に、TKCさんのほうで契約している金額はどうかということで、あくまでも資料提出をしていただきまして、それらと対比をして、適切な価格であるというふうな内容でもって契約をしている状況でございまして、今申し上げたように、契約の性質上、競争入札に付して契約するべきものという案件ではございませんので、ただ見積り、そういう中においても、ただ見

積りを出されたからその額でやっているということではなくて、中身についても精査をした中において対応しているということですので、そういったことをご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆるTKCですか、そのときに私も本契約のときにいたんですけれども、現地を見たり、いろいろ守秘義務とかそういうもの、本当にプライバシーが守られるんだなというふうに感心したんですけれども、その後、福島県でも郡山市でもそういう施設がどんどんできているんですね。ですから、そういうものとの競争というか、そういう入札なんかも性質上はできないと。全く私も難しい問題だなとは思いますが、国なんかもそれを容認しているわけで、随契、随契って、限られた業者というんですか、そういう会社にかざるを得ないような、もうつくっているんでしょう。つくられてしまったんだと私は思うんです。だから、そういうものは、ちょっとしたものは競争入札で入札制度導入しろというふうには国も言っているけれども、とんでもない話だなというふうに常に思っているんですけれども、全くほかのセンターに競争させるなんていうことは、現在のところは不可能だというふうに考えざるを得ないんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 私どもも技術的には全て掌握しているものではございませんが、不可能ではないというふうには判断できますが、そういうふうにより替えることによって相当の混乱は起きるというふうに判断しております。住民課における住民基本台帳上の情報が、保健福祉課、税務課等々に反映して、それぞれの業務がシステム化されて処理されているということで、戸籍住民課だけの、そのシステムだけを切り離して競争入札に付するかといいますと、システムはあくまでもそのメーカーさんによって互換性がございます。そういったことで、他のシステムを競争入札に付することは非常に困難ではないかというふうに思います。できないことはないと思います。ただ、やることによって、切り替えることによって、そういった今度実際の業務を停止するわけにはいきませんので、そういった切替えによつての住民サービスの低下とか、システム上の不具合とか、いろいろな要因がございますので、そういったシステムを替えるということは非常に大きな負担になりますので、そういったことも踏まえますと、やはり現在のTKCさんで、いろいろあらゆるシステムが連動している関係上、契約上はあくまでもその契約内容が特殊性質、内容が随意契約というような性質になる関係上、随意契約で契約させているということでございます。

先ほども申し上げましたが、その内容の金額が適正かということ、それはやはり常に情報、資料提供等して、適正な価格でもつての随意契約というふうな内容は確認をしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） いっぱいあるんですけれども、昼食後でもいいですか。

○議長（円谷忠吉君） いや、今言ってください、どうぞ。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 2点ほど伺います。

コンビニの証明書の交付について関連していたんですが、住民票と印鑑証明書の窓口の交付状況をちょっと教えてください。

それと、18節負担金、補助及び交付金の中で、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金ということで381万8,000円交付しておりますが、カードを持つ人が増えれば、それだけこの負担金とかは増えるのか。あと、委託先も分かれば教えてください。2点お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） お答えします。

窓口での交付件数でございますが、昨年度につきましては、住民票、謄本、抄本につきましては、大体年間で2,600件ぐらいでございます。それから、印鑑登録と証明書と件数一緒になってしまうんですけども、こちらが年間1,900件ほどございます。

それから、2点目でございますが、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金でございますが、こちらのほうは地方公共団体情報システムというところにお支払いをしておりますが、この金額の請求が、国のほうで見込額として、マイナンバーカードを交付するのに全国の交付数の見込みを出しまして、それを各市町村の人口割でするので、浅川町の請求される金額とはちょっとかけ離れてはおるんですが、ただ、この381万8,000円は国のほうから100%交付されるということになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 交付金につきましては、100%国からということで理解しました。

私驚いているのは、便利な世の中、便利だ便利だということで、コンビニの証明書の交付の実績があまりにも、17件ずつしかない。金額にしても1万ぐらいですよ。それに対して約三百何十万使っているんですよ。それであれば、一つちょっと案なんですけども、もしこの400万近い金を使ってコンビニって便利だよという交付システムを使うよりも、本来はこの2,600件、1,900件の発行を無料にしたほうがもっと便利なんじゃないですか。お金が生かせるんじゃないですか。町長の認識をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ちょっと厳しいあれですけども、ぜひいろいろと様々な検討を担当課とさせていただきたいと思います。今は正しい答えはできません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ぜひともその辺の費用対効果ではありませんが、あまりにもその利用頻度が低過ぎると思うんです。それに対してはやはりある程度の、もう今年度、令和2年度も行って見て、精査するような考えも持ってもいいのではないかと思います。ちょっと考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） それでは、1時15分まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午後 零時14分

再開 午後 1時15分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出について、質疑を続けます。

2款4項選挙費について、47ページから48ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款5項統計調査費について、49ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款6項監査委員費について、50ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、3款1項社会福祉費について、51ページから57ページ。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点、お尋ねいたします。54ページの3款1項3目委託料の中で、緊急通報システム機器の予算がありますが、これの設置対象となる世帯数、それから設置する条件、それからこの機械の個人負担のありなし、それから火災センサーがそのシステムについているのかどうか、それから緊急通報システムの設置対象世帯には、住宅用火災警報器が設置されているのかいないのか、そのようなものを把握しているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 3款1項3目老人福祉費の12節委託料の緊急通報システム機器貸業務委託料についてのご質問ですけれども、まず、設置の世帯数ということで、今年度の設置者数は18名、現在設置しております。新規に4名を見込んで、予算としては22名を見込んでおります。それから、設置条件につきましては、まず、町内在住で65歳以上の独り暮らし、独り暮らしの重度身体障害者、高齢者のみの世帯が該当になります。それから、個人負担の有無ということですが、個人負担は所得に応じて、非課税であれば無料という形なんですけれども、高齢者なのでほとんど無料の形なんですけれども、たまに年金で高額の所得の方がいらっしゃる、近年ではあまりいないので、ほぼゼロという形でご理解いただきたいと思います。それから、火災センサーの有無ということなんですけれども、この緊急通報システムは単独で設置しているものですので、火災センサーがあるかどうかというのは、既にもう多年間にわたって設置しているものですから、ちょっと確認のほうは取れておりませんが、同一的なものではないです。単独のものです。それから、設置対象の世帯にその住宅用の火災警報装置があるのかということで、これは防災的な観点だと思うんですけれども、設置の際には、今までそういうことはちょっと勘案していなかったんですけれども、今後はちょっとそういった防災的な観点も含めて、総務課と協議しながら補助かどうかは分かりませんが、設置の有無を確認して促すよ

うなことは検討したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 答弁ありがとうございました。設置条件が65歳以上とか、障害者、それから高齢者の世帯ということで、言わば災害弱者の世帯にこの緊急通報システムを設置すると、もちろん当然のことですけれども。ただ、住宅火災警報器これがその世帯に設置されているかいらないか、ちょっとまだよく確認が取れていないということなんですけれども、住宅用火災警報器は、ご存じのように設置の推進に向けて消防署のほうでもいろいろ取付け業務をサービスでやっております。浅川分署においてもそういった65歳以上の方とか、障害のある方、高齢者世帯に向けて取付けサービスをしております。この住宅用火災警報器の設置の状況なんですけれども、須賀川地方広域消防組合管内では73%なんです。浅川町においては、これ石川消防署浅川分署の調べですが、やはり73%ということで、この率は、県内でも須賀川地方広域消防管内は下から2番目なんです。12消防本部ありますけれども、高いところは双葉広域88%という率になっているんです。そういった点で、まだまだ浅川町においては設置率が進まないという状況かと思えます。町長にちょっとお尋ねしたいんですけれども、こういう災害弱者の世帯にはなかなかつけてくださいと言ってもそのつけようがないですよ、天井とか二階建ての住宅ですと階段の踊り場の天井に設置しなくてはならないんですね。なので、なかなかこういう高齢者の世帯には設置が難しいということなので、警報器そのものは個人負担だとしてもその設置する部分、費用も含めて、専門業者に頼むようになると思えますけれども、そういった費用を町で率先してやる。あとは、今いろんなこの住宅用火災警報器の性能がいいものがありまして、火災を感知すると連動しまして近隣の家とかそういったものにもこう行くものもあります。ですので、優先的にこういう高齢者世帯に設置をしていくようなそういう政策をぜひお願いしたいのですが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ありがとうございます。当然、障害者、災害弱者のためには町としては手を伸べ、足を伸べ、様々なことをやっていきたいと思っています。なお、これすぐできるかできないか、すぐ検討させていただきます。前向きに考えさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） ぜひ町長、さっき坂本課長が、件数が予算上は22件という見込みということで、本当にそんなに多い世帯ではないので、ひとつぜひ令和2年度中にこの辺に向けて実行していただきたいんですが、再度お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 令和2年度に実行するようにやっていきたいと思っております。なお、担当課と相談させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 52ページの18節の福祉バスに関連するわけですが、福祉バスのコロナウイルス対策はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） その福祉バスに乗降するときの対策ということでしょうか。

〔「全体的な、今のコロナウイルスに対するいろいろな」の声あり〕

○保健福祉課長（坂本高志君） 社会福祉協議会とかということでしょうか。そういう施設ということでしょうか。全体的なといいますと、その例えば、社会福祉協議会での対策とか、あるいは町の対策とかいうことであるのであれば、その限定した形でお答えしたいと思うんですが。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野君、もう少し具体的に。

○11番（水野秀一君） 分かりました。この今、世界中コロナウイルスの問題が騒がれている中で、この福祉バスの、様々な方が乗り降りして毎日利用しているわけで、その点について消毒などそのような注意というか、もしそういうバスの中に感染した方が乗っていた場合、接触された人などが判明された場合、中断する可能性も考えられると思うんですが、その辺の注意点なり、カバーなどの消毒法などはどのようにお考えになっているのかお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 社会福祉協議会の車両等と施設等に関しましては、社会福祉協議会のほうでいわゆる一般的な消毒作業とか拭き取りとかというのはお願いをしておってですね、職員のいわゆる管理も含めて、特に高齢者が接触する施設ですので、その辺は一般的な消毒等は行っておるような形です。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 確かにそのことはそれですが、議員でもたまに利用したりすると枕というのかな、カバーというか、ああいうのなんか汚れている場合もありますので、今後もその観点からも小まめな洗濯などして、清潔なバス運営させて、コロナウイルス対策に当たってもらいたいんですが、考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 町でちょっと所有しているというか、在庫的に液状の消毒剤がありますので、ちょっと協議をした上で、車両等に特に高齢者が乗る一般車両もありますし、そういう車両もありますので、そういった形で消毒のほうをちょっと徹底するような形でお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 53ページのちょっとこれどういう変更内容かだけお伺いしたいと思うんですけども、19の扶助費のところの障がい者医療給付費、これが前年度440万から32万と大幅な変更というふうになっていますが、こちらの減額については制度上の問題であったり、それから科目の変更等々あつてのあれなのか、ちょっとこの大きく440万から32万になっている理由だけちょっとお知らせ願えればと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 申し訳ありません。扶助費の医療更生分ということで。

〔「はい、そうです、更生分」の声あり〕

○保健福祉課長（坂本高志君） これは、各障害者の医療給付費はたくさんありまして、実績に基づいて、当初予算ですと、実績でしかちょっと把握できないので、年度途中でいろいろな形で増減が行われますが、去年の

実績に基づいて計上しているということをご理解いただきたいと思うんですけども。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） というと、去年当初の予算で440万を見積もって、実績がそれで合わないということで32万の計上ということとなれば、去年の実績というのはどのぐらいだったんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 去年の実績の決算はちょっと手元にはないんですけども、基本的に給付事業として去年の段階で実績が少なかった場合には、過度な見積りはしない形で、実績に合わせた形で予算計上していますので、その実績に応じた形という理解をしていただきたいと思うんですけども。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ということは、去年、おとし、前年度が440万の当初予算だとすれば、その前の年はそのぐらいの実績があったということですよ、逆に言うと、今の話聞くと。ということは、急激にここ1年で減ったということによろしいんですか、そういう認識で。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 予算編成上はそういった形で、障害者の給付とか細かな部分に関しましては、例えば、1つで高額なものもあったり、例えば、施設の利用だとかこういった1人で単価がすごく大きくなる場合もございます。ですから、増減を踏まえた上で、当初の時点ではこういった実績に基づいて取らざるを得ないと、新たに新規で1人が、例えば施設に入所するというので、数多くある障害者の給付事業の中でそういった形態もございまして、その間には補正とかで対応して、また来年実績に基づいて計上するというふうにご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 52ページから55ページに当たるんだと私は勝手に解釈しているんですけども、いわゆる、浅川町の社会福祉協議会に委託をして今やられている浅川町の生きがいデイサービスですか、これについて予算の説明の中ではいろいろこの問題について、これから検討を加えないとやっていけなくなるようなそういう状況が生まれるやの話もありました。一遍には変えることはできないので、5か年、程度の時間をかけて、そして、町の社会福祉協議会にきちんと有資格者を含めて委託をするという、そういう方向に変えたいんだと私そういうふうにかう受け取ったんですが、そういうふうに変えていくというそのことについてお聞きしたいわけでありまして。利用しているお年寄りの中には、もうこの制度は赤字になっていて、やめるしかないんだというような話や、あるいは部屋を移動されたり、あるいは様々なそういう変化が出てきて、新しい所長さんになったら、たちまちいろいろ変わっていくんだと、こういう不安の声があるというふうに私にも寄せられまして、その辺のことで担当課長がいろいろ細かく説明したんですけども、浅川町包括支援センターの体制の整備なんかとも含めて、このデイサービス事業と社協にいろいろお願いしているという石川福祉会ですか、こういうものとの関係でどういうふうにかう変えなければならないのか、なぜ変えなければならないのかという理由と、そして、どういうふうにかう福祉を後退させないで、やっていかうとするのか、今の生きがいデイサービスは、非常に長い年月にわたってお年寄りに喜ばれている事業でもあるんですね。そういうこ

とも考えながら、どういうふうにしようとして、あるいはというふうに、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ちょっとどの質問を指して言ってるのかちょっと理解はできないんですけども、包括センターのその移行についてだと思うんですけども、まず、私は予算説明の中で生きがいサービスについての廃止とかというのは報告されていません。3番議員の一般質問にもあったように、3番議員が細かな点までいつも質問いただいて、答弁の中でかなり概要的なものはご理解いただいたのではないかというふうに理解しているんですけども、その福祉の後退とかということによっていらっしゃるんですけども、具体的な質問としてちょっと理解できませんので、もう一度再質問でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。もう少し具体的に言ってください。

○10番（角田 勝君） 私の質問がちょっと理解に苦しいような質問であったのかなというふうに反省しますけれども、やっぱり今の生きがいデイサービスそのものは、そのまま存続していくのかどうか。というのは、今のお年寄りの人たちの声でもあるんですね。非常に好評であるというところから、そのことがまずどういうふうな形になされるのか、あるいは、なぜやらなければならないのかというそのことと、それから、包括支援センターの体制の整備ということについては、石川地方の福祉会から町の社協に移して、有資格者を採用しながら体制を整備していくんだというふうにこう理解したんですけども、その辺のデイサービスとの兼ね合いは特別なわけでありませうか、その点について。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、デイサービスの経営というのは社会福祉協議会が行ってしまして、町はいろんな補助金を出している建前上、いわゆる管理監督の責任はございませうが、社協の事業に関する中身については、町としてはそういった干渉はしてございませうし、また、その生きがいデイサービスが廃止するとかという正式な報告も受けてございませう。社協へその包括センターを要するに移動するということと、デイサービス等の結びつきはありませう。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、町のほうとしては、社協の自主性というかそういうものを尊重しなくてはならないというふうなこともあって、生きがいのサービスについてはどうなるか、今のところつかんでいないし、報告も受けていない、こういうことになるわけですか。ずっとこれは介護保険が発足しない前から町は独自に生きがいデイサービスをこうやってきたんですね。そういうものに対するそういう考え方として、その5年程度をかけながらというふうに、課長が話をしたあれにそういうことを指すのかなというふうに私は理解していたんですけども、そうではなくて、ということなんでありませうか。その辺の状況ですね。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 何度も繰り返すようですけども、デイサービスと直接的に関わりはないですけども、内部的ないろんなサービスの内容では、体制とかが社協に移動すれば、いろんな関連で関係はございませうが、基本的なこの予算上の中での関連というのはございませう。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませうか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3点お尋ねします。

1点目ですけれども、予算の説明の中である程度の話はあったんですが、まだよく分からないので、52ページ、社会福祉協議会補助費、去年959万円だったんですけれども、今年は1,522万円と582万円増額になっております。この増額にする理由をもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

2点目です。53ページの障害者の絡みで、基幹相談支援センターというのが新たに設けられるということで、5町村共同で行う拠点事業、これについて具体的に説明をしていただきたいと思います。

3点目です。55ページの包括支援センターに関して、一般質問でも出されましたけれども、あの話を聞いていても分からないので、伺いたいと思うんですけれども、現在、石川福祉会に委託をしている包括支援センターの業務を今度は社会福祉協議会でやりたいと、これ地元に着した仕事なんだから地元でやりたいということだったんですけれども、今石川福祉会に委託をしているというもとで、どういう不都合が生じているのか、なぜ社協のほうでやらなければならないのか、社協でやるとどういうふうによくなってくるのか、その点と、それから、費用の点ではどういうふうになるのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、1点目の社会福祉協議会の補助金が増額になった理由ということですが、予算項目としましては3款1項1目の18節負担金、補助及び交付金の浅川町社会福祉協議会補助金の1,522万7,000円ということなんですけれども、まずこの予算がどういふ予算であったかをちょっと説明しますと、この予算は、社会福祉協議会というのは本来、日本赤十字などのそういった社会福祉のボランティア活動的な意味合いを含めて、社会福祉に寄与する団体として存在しております。そういった中で、人件費が当然伴うわけですし、そういった基本的な一事業のいわゆる財源を町で補助していたということで、この項目につきましては、社会福祉協議会の福祉活動専門員と言われる職員の人件費2名分を今までは計上しておりました。今回増えた要因といいますのは、ここに、所長という形でおった浅川町で雇用して町が派遣していたような形を取っている所長の分を、ここに加えたというのがまず大きな要因です。そのほかには、福利厚生費や旅費、研修費とかいわゆる共済費等も含まれるんですけれども、基本的には1名の人件費が加わったというふうには理解をしていただきたいと思います。

どうしてこういった形になったのかといいますと、今回の会計任用職員の制度がありまして、会計任用年度職員につきましては、いわゆる常時雇用の場合でも一般的に同じ身分、同じ立場でいわゆる採用されるわけですが、この社会福祉協議会のいわゆるセンター所長というのは、いわゆる変わった形態を取ってまして、町の費用でもって今までセンターに出向していたような形を取っています。今回の中で、役職を持たない職員がそこに配属されるというのは非常に問題がありまして、ほかの社会福祉協議会でも行われているように、社会福祉協議会自体でいわゆる事務局長という形で運営等に携わる重要な位置づけとして採用して、それで社会福祉協議会の運営に当たっていくのが基本的なことなので、そういった形に移行したということです。

それから、2点目の包括センターの体制整備の補助金ということで、どういった形で現在の包括支援センターの働きはどういふものなのかということで、概要的なことは3番議員の一般質問の中でもご報告申し上げましたが、細かな話にはなってしまうんですけれども、例えば、包括支援センターの業務的ないわゆるその働き

とか内容につきまして申し上げますと、介護事業の地域支援事業といういわゆる要介護認定前の方々に携わる業務が主な仕事で、その中では総合相談事務ということで、そういった方々の事務の相談を受けるもの、それから権利擁護に関する業務、その包括的継続マネジメントに関する支援業務とか、それから社会保障の部分では、介護者の病院の入退院のそういった調整とかそういうものを行います。それから、在宅医療とか介護の連携会議を持つこともあります。社会生活のそういった支援体制整備事業としては、ボランティア団体の協議会があるんですけども、そういったものもそこで担っております。近年では、認知症総合事業ということでの認知症のサポーター養成講座や、それから認知症地域支援推進員のそういった募集、それからそういった支援を行う会議の開催、さらに、地域ケア会議ということで国が示している地域の個別の会議だったり、その自立支援のための会議を執り行うなど、そのほかいろんな傾聴運動、学習ボランティアも含めて多様な業種にわたっております。一般的によく皆さん知られています地域サロン事業、これも包括センターの仕事でありまして、その地域に入っているような介護予防のための支援施策などを行っているのが地域包括センターの役割というふうにお考えいただきたいなと思います。

社会福祉協議会に委託する、なぜ現在の石川福祉会で駄目なのかというご質問ですけども、まず、毎年契約を行っているんですけども、石川福祉会のほうでも大変介護人材が不足しております。そういう中で、特定の形で浅川町だけ、いわゆるこの包括センターの委託を受けて運営していくのは、非常にやっぱりちょっといろんな理事会の問題になっていて、ぜひ引き上げて、自分の福祉会で人を雇用したいという考えがありまして、それは毎年契約のときにうちのほうでそういうお話を受けております。

実際に不都合な面といいますのは、そういった細かいいわゆるその地域支援事業を行っている方々、うちの所長が保健センターの所長が所長を兼務しているんですけども、そういった方々のやがて年齢的なものもありまして、世代が交代する時期でもあります。この細かな事業を一気に新しい方が担うというのは、現在そのいわゆるサービス支援を受けている方にとってみると非常に不安定な状況で、非常に自分の実情や体の状況を知っていただく方たくさんいます。そういう方の実情を知らない方が担当するということは、極めてこのサービスを受けている方々にとってみれば不安なことでもあります。そういったことも含めて、ちょっと時間をかけて、引継ぎを行っていくような人材の確保、社会福祉協議会をお願いをして、時間を、経過を踏まえてから社協が受けるような体制を取りたいというのが、この包括センターのいわゆる整備の内容であります。これにつきましては、町の振興計画にものせて内容を説明して、審議会の皆さんからも了承をいただいているところであります。

それから、もう1点の社協でやれば具体的に費用の面で安くなるのかという点ですけども、これは、客観的な判断ですけども、現在の福祉会の人件費よりも社協の人件費のほうが恐らく、いわゆる低いと思いますので、軽減はある程度できるのかなというふうには見込んでおります。そういった内容ですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、53ページの委託料、基幹相談支援センター業務委託料についてであります。この基幹相談支援センターというのは、まずその障害者、身体障害者、知的障害、それから精神障害、そういった方本人、あるいはご家族の相談を受ける窓口となっていて、様々なサービス、障害福祉のサービスにつなげていくような役割を持つものであります。現在、石川地方ではそういった障害に対する事業所が少ないという現状がありまして、

やはり須賀川、郡山の都市部に比べまして、非常にそのNPO的な民間のその相談所が少ないという現状があります。そういった中で、この石川地方の中でいわゆる相談所を設置して、中核的な立場で相談できる安定したそういう組織を立ち上げるよということで、29年から第5期障害福祉計画において、その計画の中に織り込んで、各市町村でいわゆる検討を重ねて、今回の形に至ったものです。

実際に役割的なものというのは、ちょっと一口で説明するのは難しいんですけども、それぞれの障害を持った方々というのは、財政的なもの、それから家庭の事情だったり、非常に複雑なものを抱えております。そういう中で町の担当職員だけでは、それを担うというのは非常に厳しい状況で、やはりケースワーカーやそういった専門的な知識を踏まえた方々が仲介に立ってサービスにつなげるというのが、福祉の中で非常に重要視されているということで、国が進めているものでもありまして、予算にもありますように実際には国が補助をするような形で、国が2分の1で、県が4分の1の補助を受けて、5町村で共同して立ち上げようということで、今立ち上げに向かって整備をしているところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目です。所長の人件費を補助の中を含めるということで、これまではそうすると地域福祉センターの所長というのは、浅川町の嘱託職員であったわけでありましてけれども、新年度からは町の嘱託職員ではなくて、社会福祉協議会の事務局長、こういう形で活動してもらおうと。町の職員ではなくなるということのように理解をしましたが、そうすると、これまで浅川町は町の職員である所長を通じていろいろと社協にお願いもしたり、こうしてほしいということもやってもらったりしていたと思うんですけども、そういうのは今度は町の職員ではないのでできなくなる、社協独自の判断でいろいろできることになるということにつながっていくのではないかとこの危惧があるんですが、その点はこれは杞憂なんでしょうか。その点を伺いたいと思います。

2点目の基幹相談支援センターに関しては趣旨は分かりました。具体的にこれほどどこにどういう形で作られるんですか。計画が具体化していれば、伺いたいと思います。

3点目の包括支援センターについては、簡単に言うと、石川福祉会のほうで人材の確保が無用ではないか、浅川町さんは独自にやってくれと、こういう要請があったと、それに応えてやるんだと、こういうことなんですか。伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 1点目の社会福祉協議会の派遣ということで、町が負った職員の立場というんですけども、実際、昔は事務職員と所長という2名を派遣しておった状況がありました。町のいわゆる施設である建物、今は社会福祉協議会の職員がいわゆる管理事務的な経費を執行するという特殊な形態を取っておりまして、非常にこれは町の施設であって、無償で貸出しをして契約の中で維持管理を徹底して、必要な大きな修理に関しては協議をいただいて、町が、結局町の建物ですから、補修するような形になると思いますけれども、そういった特殊な形を町がしいていたというふうにもまず理解いただきたいと思います。

それから、所長という立場ですけども、浅川町から派遣していただきたいいわゆる職員は嘱託職員で、センターの所長ということで、あくまでも管理的な意味合いしかなさなかったというのが現実であります。どこの社協を

見ていただいても多分同じだと思うんですけども、社協はいわゆる社会福祉協議会の会長の次に事務局長的な役割の方がいて、その事務を担っているのが一般的であります。要するに、そういう形にすると社協で好きな事業をやって、町のいわゆる行政的な指導やお願いと一緒にできなくなってしまうんじゃないかという危惧であります。これは今まで町が、先ほど私が申し上げたように基本的な事業、社会福祉協議会としての福祉的な事業所として、町が基本的な人件費その部分を負担しているわけですし、その辺は連絡を密にして、今現在やってきた事業と変わらないような形で進めていくということなので、その辺は特別問題とは考えてはおりません。

それから、基幹センターにつきましては、今現在で進めているのは、4月1日はちょっと厳しいということなんですけれども、石川の合同庁舎に事務所を設置しまして、受け手となるところは桜が丘と石川の社協という形で、その職員を輩出いただくような形で契約を考えております。

それから、3点目の包括支援センターを移行させることの、それがいいのか悪いのかということですが、要するに、包括センターというのは本当に町が、保険者が設置するというふうに介護保険上でも定めておりました。スタートした時点は専門職のいわゆる確保が難しいということで、石川福祉会に委託するのもやむを得なかったでしょうが、そのうちやっぱり町として、町の直営で専門職を採用する等を踏まえて、やっぱり高齢者時代に合った対策を講じてこななければならなかったというのが私の個人的な見識であります。そのために、やはりそういった人事の問題も含めて、将来にわたって、やはり社会福祉協議会に委託をして、身近な形で、この一番初めの介護事業のスタートになる部分の事業を受けていただきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目ですけども、今までは地域福祉センターの所長というのは、浅川町の嘱託の職員でありました。今度は、嘱託職員ではなくて、人件費は社協に全部やるから社協で人選してくれと、こういうことになるわけですよ。そうすると、今まで町が人選していた所長でも構わないんだけど、そういう立場の人は今度は町はタッチできなくて、そして、社協自体が自分たちで選ぶと、こういうふうになるわけですよ。そうすると、今までよりも町の意向が反映しづらくなるようなことが起きるんじゃないかという危惧があるんです。先ほど、10番議員が触れましたけれども、生きがいデイサービスの話、これ町民の皆さん喜んで多くの人が利用しているんだけど、実際に仄聞すると、もうああいう赤字のものはやめたほうがいいんだというふうなことを言っているという話も聞いております。そういうのは、町の意向とは全く違うわけです。そういう方が引き続き浅川町から離れて、社協という団体の中で所長なり事務局長なりに選ばれたらば、これはそういう方向になってしまうんじゃないか、町のコントロールが及ばなくなってしまう危険があるんじゃないかということを私は懸念するんですけども、その点についてはどうなんでしょうか。会長が町長である浅川町長だから、そういう点は大丈夫だということは私はないと思うんですよ。町長は四六時中、社会福祉協議会の内容を常に見ている、細かく見ているわけではないわけですから、そういう危惧についてはどのようにお考えなのか伺いたいというふうに思います。

それから、2点目は分かりました。

3点目、何か最後の説明を聞いてちょっと分からなくなったんだけど、最初の説明では、石川福祉会も人材不足なので、自分のほうで人材確保してやってもらいたいと、これが大きな理由だね。建前としては、確かに地元に着した地域支援事業については地元でやると、これが原則だと、これは分かるんですよ。でも、今までずっとそういうふうに石川福祉会にお願いをしてきたのを今回転換する一番の理由は、そういうことで、人材の確保を自分でやってほしいということがあったからだとということによろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） センターのいわゆるその危惧される部分というんですけれども、基本的に社会福祉協議会というのは、社会福祉協議会としてのいわゆる基本的な社会福祉の事業と、現在は、介護保険制度が始まってからは介護保険事業所としての2つの側面を持っています。これは、特に介護保険につきましては、自分のところでいわゆるほかの民間、ほかの社会福祉協議会がやっているように、ある程度サービスに基づいた収入を受けて、その収入で全体の運営を賄うというのが基本であります。浅川町のように、社会福祉協議会に町の職員を派遣すれば、町の意向が全て通るというものでもないですし、これは恐らく併任辞令をもらっていて、向こうでは社会福祉協議会の事務局長ということで、町はただのセンターの所長という、そういった基本的に非常に不安定な状況でありました。先ほど、平たく言えば、町がいわゆる会長が兼務しているので大丈夫だろうということなんですけれども、基本的にほかの福祉協議会もそういった形で自らの、事務局長は自ら選出をして選んで、自ら自力で自らの運営を行っているというのが現実であります。

3点目の包括支援センターの件につきましては、これは福祉会のほうで毎回個別に、契約のときにその依頼を受けているのは間違いございませんし、これは大きな原因の一つでもあります。ただ、町の今後の高齢者福祉を考えた場合、やはりこの福祉会にいわゆるこの地域支援事業を委ねるといのは、非常に高齢者が増えて、そういった対応を迫られたのが増えた場合に、非常に不安定な状況になるという判断も大きな理由であります。

この間、実は独り暮らしの老人が訪問しても連絡がなくて、それで、基本的に音信が取れないと、自宅、中に籠もっているんだらうということで連絡をいただいて、警察に連絡をして、消防署に連絡をして、通報してくれました。親族が遠いということで、窓ガラスを割って侵入しましたが、幸いにもその方は息があって、直ちに病院に搬送して命は救われましたが、そのときに関わっていたのはこの包括支援センターの職員です。そういうふうに密接した一人一人の訪問や、それから関わりを持っているのがこの職員で、やっぱりそういったものを次の世代に安定して引き継ぐというのがやっぱりこの高齢者福祉の大事なところじゃないかと思いついて、いわゆる先行的な投資になりますけれども、そういったご理解をいただきたいなというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、3款2項児童福祉費について、58ページから60ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 59ページの児童福祉施設費に絡んで、以前の議会でもお尋ねしましたが、子供の遊び場、

児童公園が浅川町では昔4つあったのが、今は1つになってしまいました。ということで、遊び場の確保、充実、これをどのように進めるのかということをお尋ねしたことがありました。新年度はどのように進められるお考えなのか伺いたと思います。

それから、2点目ですが、59ページのやはり放課後児童クラブに関してなんですけれども、この間6日に児童クラブの様子を見に行かせていただきました。確かに、保護者のご協力のもとに、普通だと春休み80人ぐらい来ているらしいんですけども、50人前後でかなりやりやすいということでありましたが、問題は、コロナ問題で朝から本当は学校に行っている時期なんですよ、それが休校になっていて、朝から児童クラブに預けられている子供たちは先生に教えられるというわけではないですね、あそこの児童クラブはね。ということで、大変ストレスがもうたまっていると、私6日の時点ですから、休校になってから3日目です。3日目の時点で、もう子供たちはかなりのストレスを抱えている、大変困っているというような話がありました。これまだまだこれから続くわけですから、子供たちのこのストレス問題に対してきちんと対応しないとならないというふうに思うんですけども、どのようにお考えなのか伺いたと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 学校が休校になって4日から運営をしておるわけなんですけれども、児童につきましては保護者の理解もあって、私が確認しているところ45名から49名で推移しております。通常の、平常時の運営よりは人数が少ないので、指導員さんは助かるのかなと思います。私も3回ほど中身の確認に伺いましたが、いわゆる指導員さんのマスクの着用や手洗い、それから子供のマスク着用とかは、私的に見たときには非常に徹底されていて、指導員さんが小まめに指導してくれるんだなということでちょっと安心はしました。ストレスを抱えてやっているということで、確かにそのとおりで、この間電話もありまして、やはり11時まで学習の時間ということで、これは学校の指導に基づいて学習をするんですけども、その後はどうしてもやはり教室でじっとしていることができなくて、やはりストレスを発散するような必要があるということで、指導員さんがついて校庭で遊ぶことの許可と、それから、体育館で一応利用することのちょっと許可を得て、体育館を開放してもらうような形にしました。今後、そういった消毒とかいろんなそういった問題はあるんですけども、実際に指導員さんが少数ですので、ついて安全にちょっと運動的なものができるような態勢だけは取っていききたいなと、今後は指導員の方と検討して、何か新たな方法があればちょっと考えながら行っていききたいなというふうに考えています。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今までも児童クラブでは、校庭とか体育館を使つての活動というのはやっていました。それで、それを利用頻度を高めるということかなというふうに思うんですけども、やはりこの精神的なストレスを抱える子供たち、これに対処するには、私は指導員さんだけにお願いをするというのはなかなか無理があると思うんですね。今までの児童クラブの保育の範囲をもう超えて、次元の違う段階になっていると思うんですよ、この異常な生活状況というのは。ですから、やはり精神的なケアができるような専門家の方の意見などもいただきながら、その対応は検討していただきたいと思いますというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 確かにもともと校庭とか体育館では活動は行っていたんですけども、基本的に今回のことがあって、一応難しいというようなことだったんですけども、いわゆる指導員がつくれば大丈夫でしょうというようなことで保護者の理解を得て、一応、校庭と体育館、雨の日はありますので体育館ということで、そのほかのいわゆるこのストレス、確かに子供たちにとってみれば、通常あり得なかった状況に追い込まれているというのは確かだと思います。去年からなんですけれども、全体授業なんか活動の中に加えていました。というのは、どうしても自由な活動が多い中で、みんなで一つにまとまって何かやる、今のこの状況で一つにまとまるというのが正しいかどうかは分かりませんが、子供たちはやはり同じ、こうみんなでやるという作業に対しては非常に興味を持ってやっていたということで、ボランティアの方が何人か入ってもらってやった経過もあって、そういったものが一つあったのかなと考えています。それから、心のケアでは実際に打合せの時点で、うちの保健師に入っていて、今のコロナウイルスの対策の衛生的な指導から、ちょっと心のケアの相談も行っていますが、なお、ちょっと今後専門家のちょっと意見を聴ける機会があれば、そういったものを参考にして、ありきたりなものになってしまうか、新しいものが出るか分かりませんが、できる限り対応していきたいというふうに考えております。

児童公園につきましては今度の新しい道路の関係で東大畑にあった公園がなくなってしまいました。これは、台風の影響で非常に危険な状況にあって、遊具が古いということもありましたが、やはり月斉陣場公園だけでは児童公園、地域公園としては少なくなったというふうには思います。内部で一応そういったお話、課内だけでもそういった検討は行いました。一部の小さな地域の公園よりも、やはり町全体で、今後大きな児童公園のほうがこれからの時代に合っているんじゃないかなんていうようなちょっと話もありまして、全体のそういった計画にのせられるものが保健福祉課主導でできるかどうか分かりませんが、今後、町の振興計画にのせられるようなこと、総合的な公園の建設というか計画を目指して、保健福祉課的にも参画していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「はい、了解」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、3款3項災害救助費について、61ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、4款1項保健衛生費について、62ページから68ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

1点目です。64ページの予防費に関してなんですけれども、町に備蓄のマスクがあるということで、それをこれまでも活用しているということなんですけれども、現在、備蓄マスクの在庫はどのぐらいあるのか、それから今後の活用方針について伺いたいと思います。

それから、2点目として、65ページの健康づくり推進に関してなんですけれども、保健センターの健康器具、大変充実しております。けれども、土曜日とか日曜日は基本的には使えないだろうというふうに思います。

働く人も利用できるような、土日も使えるようなそういう形にならないかということが、町民の方からそういう声が寄せられましたので、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、マスクの在庫ということなんですけれども、災害の備蓄品ということで、実際に、マスクが現在約8,000枚ほどあります。子供用も含めてなんですけれども、当初は1万枚近くて、初めは課内会議の中で各全戸に配布したかどうかという意見もありましたが、やはり優先的に配布すると配布できない人がいるかもしれないということで、既に配布したとおり学校優先で子供たちの、特に受験を控える中学生、それから小学校に配布をしました。現在が残り8,000枚ほどあります。実際に、3割ちょっとぐらいは配布したんですけれども、今後は、今朝のニュースでも言っているように、国で増産はしておりますが、まだ流通に至っていないという状況があって、これが流通が見えたときは在庫で消費的な耐用年数もあるので、何らかの形で配布するという事は考えてはいるんですけれども、今の時点で個別に各家庭への配布は厳しいのかなど。ただし、今回使わせていただいたのは、こういう形で児童クラブが運営が指示されたので、児童クラブに関しては指導員、子供たち、毎日着用できるものを配布いたしました。今後については、もうちょっとこの流通の経過を見て、もし、事業所、それから公共的な機関、一部事業所とは言い切れないんですけれども、特別な事情があって必要とする場合には、ちょっと協議は持ちたいなというふうには思っています。配布につきましては、今後の検討課題ということで了解をいただきたいなというふうに思っております。

それから、保健センターにあるいわゆる健康器具ということで、土日も利用できるようにできないかということで、私も数多くの方から言われていまして、実際に何とかしてあげたいという感じも今考えてはおるんですけれども、ただ、土日となると、いわゆる時間を区切ってもシフトを変えて出勤をすることかという問題もありますし、健康器具で私確認したんですけれども、かなり議員さんがおっしゃるように専門的な器具なんですよね。本来は、いわゆるああいうものはインストラクターがついて、危険防止のために一緒に立ち会うというのが基本的なものなんですけれども、保健センターの職員がいるときには、それぞれ自主的に使っている現状であります。今後ちょっと、午前中にありましたその先駆的事业の中で、やはりあの器具の利用というのも促された経過がありまして、参加された方からも土日の利用というのをかなり希望として、反省を含めて聞いております。ちょっと検討事項とさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目ですけれども、備蓄のマスクについて、私は各家庭に配布するのはそういうのは望んでおりません。やらないほうがいいと思います。やはり浅川町でも優先的に必要な部分、そういうところに出していく、小中学校であったり、児童クラブであったり、こども園であったり、あるいはそのさぎそう、そういうところからもしかすると浅川町のほうにないですかというふうな話があるかもしれません。そういうときに、やはり優先的にそういうところにやるべきで、むやみにばらまくのは、私は適切でないというふうに思いますので、そういう方向でぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

2点目の点は分かりました。土日の活用ができるようにぜひ検討してください。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野君、答弁はいいですか。

○9番（上野信直君） それはいいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありますか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 66ページのいわゆる不妊の問題の治療費の問題ですけれども、これは不妊治療は非常に高額なお金がかかるということで、説明がありました。私はちょっとそこで男性の場合はどうなのかな、例えば、いろいろ統計的にも不妊の原因の半分近くはやはり男性だというふうなこともあるんですけれども、こういう場合にはこの補助制度、そういうものは使えないんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 66ページの18節負担金、補助及び交付金の特定不妊治療費助成事業交付金ということでご質問がありました。この中で、要するに男性が該当するものはないのかということで私もちょっと調べてみました。そうすると、ほかの市町村では男性を該当させるというのがほぼ、ほとんどの市町村がそういった形になっておりました。私、要綱を調べたところ、現状の要綱では浅川町では該当しないということが分かりましたが、これ非常に重要な問題で、女性だけでなく男性の問題も非常に重要な問題であるということで、来年度中に要綱を改正して、男性も対象になるような方向で進めていきたいと思っております。

〔「分かりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 先ほど、9番議員が質問したマスクの件なんですけど、私のところにこんな意見が来ました。課長、ちょっといいですか。浅川町には角田医院さんが内科医、あとほかにもあるのかどうかちょっと私はやっているところを見ていないから、内科医に関しては角田医院さん、あと、歯科医院に関しては藤田歯科医院さんとこばり歯科医院さん、浅川町にはこの3つの医療機関があると思うんですよね。それで、角田医院さんの先生は、現在使い捨てのマスクが不足をしていて、自分でガーゼのマスクを洗濯、消毒しながらしているのと、職員さん、看護師さんにおいては何とか無理をして、その使い捨てマスクを使っているというような話を聞きました。ぜひとも、その3つの医療機関のほうに問合せをして、もし不足分があるのであれば、ちょっとその備蓄のほうからの補填もできるのであれば、やっていただきたいなという思いです。どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 民間の医療機関に配布するという事なんですけれども、ただ、今の状況を考えると、いわゆる一番初めに医療行為を受けるその一般医療内科とかということになるので、実際、藤田歯科の先生とはちょっとお話したことがあって、マスクはある程度あるのはあるんだというようなちょっとお話は聞いていたんですけれども、ちょっと大量になるものでもないですし、医療行為の中で使われるということなので、もし許すこともないですけれども、いわゆる先生といわゆる看護師さんの分等については、相当な量になるということではないので、ちょっと状況を確認してうちのほうで対応してみたいなというふうに考えています。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ぜひとも、町の身近な病院、歯科医院でありますので、考えていただきたい。町長どう

ですか、答弁、それに対して。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今課長が言ったように、検討させていただきます。

〔「お願いします」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、4款2項清掃費について、69ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 69ページの施設組合の分賦金に関してなんですけど、環境施設組合のし尿処理、あるいはごみ焼却、この施設を大規模に改修するということなんですけれども、改修することによって、何年ぐらい延命になるというのか、使えるようになるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） お答えいたします。何年ぐらい使えるようになるのかということですが、石川町生活環境施設組合のほうに確認しましたところ、15年ということをお伺いしました。

以上です。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、4款3項上水道費について、70ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、5款1項労働諸費について、71ページから72ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 71ページの共同福祉施設、植木剪定に関してなんですけれども、私がこれ以前一般質問で取り上げたその勤労者体育館やテニスコートの周辺の植木についても、これ実施されるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） ご質問のように、勤労者体育館、テニスコート周辺も浅川共同福祉施設の敷地内含めての剪定等を考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、6款1項農業費について、73ページから78ページ。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 74ページの18節石川地方町村広域連携事業のいわゆる婚活事業の負担金50万の件なんですけど、去年の実績もそうなんですけど、もうそろそろ町独自の事業を考えていく時期ではないのかなと私は思う

んですが、いかがでしょうか。

以上、意見です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 婚活事業につきましては、平成26年度から年2回マッチングの場を設けるような形で今まで12回、6年間の形で実施してまいりました。現在のところ、来年度も同じような形での計画となっております。町独自の会合につきましては、なかなか参加者の面だとかを考えると対象者が限られてしまうんていうような思いもありますけれどもその辺につきましては、検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 私は数年前からこの石川5町村での事業に関しましては、やはり浅川町からの参加する男女の人数も少ない、それで、なぜ若者に行かないんだということを聞くと、行くと自分の身分がばれてしまうと、どここの誰々行っていたんだということを言われるからちょっとということもあります。それと、やはり大勢の中で、わっと集まって出合いができる人間であれば、もう早々に結婚しているはずなんですよ。そういう性格の方じゃないからこそ、やはりもっと親身になった、きめ細やかな婚活事業をするべきと私は思うんですが、課長、去年の参加者の実績、過去26年から12回やった中で浅川町で結婚した実績など分りましたら、お教えてください。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、今年度の参加者でございますが、2回合わせまして、全部の参加者でございますけれども、男が107名、女性が71名、合計178名、うち浅川町の参加者が、男子が11名、女子が1名となっております。それで、いわゆるカップル成立が全体で30組、それから浅川町の方では男性が4名となっております。過去の実績で結婚まで至った方につきましては、基本的に追跡調査というのを事務局のほうに、町村会のほうが事務局となっておりますけれども、報告をいただいております。19組以上があるというように聞いております。そのうち、浅川町の出身者ということですが、女性の方が1名だというふうに聞いており、男性の方は現在のところいないようであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 詳細な説明でよく分かりました。ぜひとも、50万円かけてやって、延べ12回、6年間事業をやってこういう結果だということをやはり真摯に受け止めて、浅川独自で事業内容を考える時期じゃないのかなと私は思うんですが、どうでしょうか、町長、その辺、考え。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 取りあえず、来年も同じ計画でございます。それで、私は単独でやったら逆に少ないような気がします。というのは、私いろいろ調べてみましたら、石川管内で講師を招いて、女性の接し方とか、今お金をかけてやっているんですよ。それで、なおかつなかなかゴールインまでに、カップルはできますけれども、ゴールインにたどり着くのは少ないんですよ。ですから、単独でやったら今度、身分がばれるとかその様々な意見があると思うんですよ。ですから、ちょっと難しいかなと思えますが、どっちにしても来年度は石

川管内でこれ計画ができていますし、次年度からはどのようにするのか検討はさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありますか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 76ページの中段に6節ですか、農業担い手育成支援事業補助金ということで500万計上されています。

それで、この事業はいわゆる農業の担い手、そういう方々、担い手ですね、そういう方々に限って最高50万の農機具の購入の補助をすることでこういう事業であります。非常に喜ばれている事業でありまして、農業の農機具もやはり高いものでありまして、そういう点ではよいものだというふうには思うんですが、この担い手だけに限定しないでいいですね。やる気のある農業者、あるいは兼業農家こういう人たちにも補助までなくても、やっぱり一定のその農機具の購入に対して補助をする、そういうことをぜひ実現してほしいなというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。特に今、国連はこの10年、家族農業の推進ということで決議をしております、大規模、仮ではない、本当に堅実に自然を愛し、自然を守りながら農業をやっていく、そういう人たちにも手を差し伸べるべきだというふうな国際連合のそういう決議もあるわけでありまして、ぜひそういう方向で実施してほしいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今回のご質問につきましては、過去にも何度か一般質問等いただいております。今のところでございますが、現在のところ、認定農業者、あるいは新規就農者に限定した形で対応させていただいております。予算の面、それから、どういった方までそのいわゆる要件等の整理も必要、拡大するとなればいろいろな整理も必要となりますので、検討する時期はまだもう少し時間をいただければと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長にお伺いします。今、課長の答弁のほうですね、もう私も何回か言いましたけれどもやっぱり一定の額は考えたほうがいいですね。そういう意欲のある農業者にもぜひ該当するそういう事業として、拡充してほしいと思うわけですが、課長の言われるように、そうすれば要件の検討なんか、整備なんかも必要になるということでもありますので、課長もそれなりに考えていくようでもありますので、町長、ぜひそういう形で実現をして、喜ばれるような、もっと喜ばれるそういう事業としてやってほしいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今の課長が述べたとおりで、担当課と相談させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 今の角田議員と関連するんですが、この農業担い手推進事業、100万円の10%の担い手認定の新規就農者というんですが、100万円の10%、消費税分ですね、なんというか。これ町もいろいろ要望

を聞いているんですが、100万をもっと下げて、補助要件を50万程度に持っていただければ助かるなどの声たくさん聞いております。補助金対象者の範囲もみなおして、補助対象事業費をこれを100万円から50万程度下ろしていただければ助かるのかな、もっと出てくるんじゃないかと思っておりますので、最後の要綱見直し等が必要ですが、併せてぜひ見直しのほう検討願いたいと思います。よろしく答弁お願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） これにつきましては、私個人的、農業担当課長とすれば、できるだけその農業振興に値するような施策は進めたいとは思いますが、何せやはり予算等の面もありますので、その辺については十分検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 予算等の関係ですけれども、これ昨年と同額500万ですよ。昨年の実績はこれどういう実績で、どのぐらいあったんですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今年度、令和元年度、今現在ですけれども、14件、14人の方で約480万円ほどの支援をしております。あと、一部する見込みでございます。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） そうしますと、予算、元年度について予算どおりという形になっているかと思えます。100万円を下げて、多少こういった農業者の範囲ですね、先ほど角田議員からもありましたように、認定とか新規農業者ばかりでなくて、対象者の範囲を広げて補助要件を下げていただくようにまで持っていくと、ぜひよろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 答弁は。

○3番（会田哲男君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

1点目です。75ページの農業振興費に関して、会計年度任用職員、2人分の給料ですけれども、今の利用の状況を実績からすれば、放射能の測定に2人の職員が必要なのかというふうに思うんですが、2人計上された理由は何なのかお尋ねしたいというふうに思います。

2点目です。76ページの農業次世代人材投資事業補助金、昨年度もお聞きしたんでありますけれども、新年度は5人ということなんですけれども、その人選はどういうふうにされるのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、75ページの3目農業振興費の2節給料、2人分ですけれども、当初の説明が不足していたことをおわび申し上げますが、フルタイム職員1名の210万8,000円につきましては、測定士の方の人件費でございます。もう1人の過去5か月分と書いてある分、これにつきましては、別なほうで、

いわゆる米の生産調整のほうの転作事務のほうの関係での職員を想定しております。5か月とありますが、残り7か月の分につきましては、戻りまして、73ページの給料にフルタイム職員、給料のところに7か月分あります。こちらは、農業委員の補助ということで、7か月が農業委員の事務、それから5か月については、いわゆる米の生産調整の事務で1人分というような形での予算計上となっております。いずれも補助金の対象になるということで、このような形を取っております。

それから、76ページの次世代人材投資事業の補助金でございますが、人選ということですが、まず、そういった方、該当する方につきましては、こちらのほうで、いろいろな助成の要件に合致する方であれば今まで認定をし、交付するような順を進めてまいっております。この農業次世代人材投資事業につきましては、今回、準備型と経営開始型とありますけれども、既に経営開始型の方を対象にしております。3人の個人と1組の夫婦の方で、計5人の方に交付しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） ちょっと1点お伺いします。76ページですけれども、負担金、補助及び交付金の経営所得安定対策推進事業に関連しての質問なんですけど、一般質問でも、今年、水田で作付できない見込みということで、いろいろ議論されたんですけど、例えば、この経営所得安定対策という事業があります。こういう制度を準用するといいたいまいしょうか、そういった形で作付できない農家に何らかのやはり支援策を講じるべきだと思います。例えば、この制度ですと、麦とか菜種、あるいはそば、そういったものを米の代わりに作付とした場合に、10アール当たり2万円という制度がございます。そういう形で、何らかの町としての支援策を講じるべきだと思います。前は本当に一生懸命、災害復旧やっておりますけれども、実際、代かきやら田植シーズンになったときに、水路に水を流したときに、ややもすると、その水が流れない水路、そういったものがあるかもしれない、そういうことも想定をして進めるべきだと思うんですね。この間、課長のほうで作付できない面積はおよそ、水田と畑合せて約12ヘクタールというお話だったんですけど、それ以上増える可能性があるのではないかなと心配しております。そういった点で、やはり何らかの、そういったときのための対策を考えておくべきだと思うんですね。これちょっと町長にお聞きしたいんですけど、この間の一般質問では、支援策は全く考えていないという答弁だったんですけど、再度そういう今私が言ったことを踏まえて、もうちょっとその辺考えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 一般質問のときは、あの時点では、私は考えておりませんとは言いました。どっちにしろ、担当課長と様々な面で早急に相談させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 休議します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時48分

○議長（円谷忠吉君） 再開します。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 町長のお考えは分かりました。支援策なんですけれども、私は一応、今これは、あくまでも私の考えですから、10アール当たり2万円というのはね。何らそれにこだわる必要はないので、いろんなナラシ対策というのがあるんです。米、畑作も収入減少影響緩和交付金というのが国が今あるんですよ。何らかの影響で通常どおりの収入がない農家に対して、救済する制度もあるんですね。ですから、そういう各種の制度を利用して、そして、町独自でそういう何らかの支援策というんでしょうかね、そういうのはやはり、今から準備をしておくべきだと思うんですよ。その制度をやる、実施するというのはそれはまだ状況を見ながらでしょうけれども、ただ、今の段階からいろんな農家から問合せとか、今後出てくると思いますね、この春先に向けて。そういったときのための方針といいたいでしょうか、こういう形でやっていきたいというものは、やはり今のうちから持っておくべきだと思うんですよ。全く考えていませんということではなくて、やはり何らかのそういうものを、やはり案として持っておくべきだと思います。町長、もう一回お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど答弁いたしましたとおりに、担当課長と相談させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ここで、3時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時05分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出について質疑を続けます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

6款2項林業費について、79ページ。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点お聞きしたいと思います。

79ページ、6款2項1目委託料の福島森林再生事業、森林整備の内容と地区についてです。説明では、大草地区とありましたが、もっと詳しい内容について、お聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 福島森林再生事業ですが、箇所につきましては大草地区、具体的な場所につき

ましては、県道埜・泉崎線の埜方面に向かしまして、現集会所のあるところの左側の沢の左右付近の間伐を考
えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに何かありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、7款1項商工費について、80ページから82ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 簡単に申し上げます。

商工商店街で、ぜひ浅川のいわゆる名物というか、ちょっとやっぱり手土産にできるような、そういうもの
をぜひ開発してほしいなど。特に洋菓子なんか1箱2,000円ぐらいで、ぼんと手土産に持っていけるような、
そういうものをぜひ工夫してほしいなど。新しいお菓子屋さんもできたようですし、そこら辺も含めていろい
ろ検討をお願いしたいなというふうに思うんですが、課長、どうでしょうか。そういうことについて。

それから、前に空き家の問題がありましたけれど、私は限定して、いわゆる空き家がバンクに登録されてい
ると。白河市では、身近な例なんですけれども、空き家になったそういうところを利用して、田舎に泊まりた
い、田舎の暮らしを見たいとか、そういうことで市が管理して、近くの人にいろいろ手入れなんかをお願いし
ているんだと思うんですけれども、年に数回はあるんだそうですけれども、白河市の場合には素泊まりのよう
ですけれども、浅川町には泊まる場所がないんです、お客さん来ても。だから、猫啼温泉とか、そっちのほうに
お願いしたりするんですけれども、なんかそういうふうに登録した、そういう古い民家を何かで利用できて、
そういうことができないのかどうか、ぜひ検討をお願いしたいなというふうに思うんですが、いかがでしょ
うか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず1点目、お土産等の町の名産品と申しますか、そういったところのご質問
かと思えます。先ほど、ふるさと納税の返礼品にもありましたが、浅川町でもそういった、そういう隠れた産
品とかを、今後とも発掘するとか、いろいろな関係者の方のご意見等も踏まえて、見つけていきたい。そうい
った形で広げていきたいと思えます。

空き家の件につきましては、確かにちょっと私もホームページのほう、白河市のほう、見させていただきま
したが、賃料、格安なんだろうけれども、賃料を取って、暮らし体験をするような要望があるようでござい
ます。こういったところも宿泊施設がないということも、前にも一般質問等でありました。こういったとこ
ろも含めて検討していければいいのかなとは思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありますか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 81ページ、18節の負担金補助、商工業振興補助金、前年480万から、今年680万と200万
増えています、この内容をお聞かせ願いたいということです。

あと、次ページの、82ページの看板作製委託料、これ50万となっていますが、この内容をお聞かせ願いたい

などと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、81ページの商工業振興補助金680万円ですけれども、これは主に商工会さんの運営費の補助的な性格が主なものとなっております。主に人件費のほうで、今年度、令和元年度までは復興関係で、商工会のほうの職員も、国のお金で人員が確保できていたようですが、来年度以降、ちょっと不透明だということもありまして、その人員確保のために助成の要望がありまして、それに対応するために補助金を増額とさせて、計上させていただきました。

それから、82ページの看板作製委託料につきましては、8月16日の浅川花火のときの交通規制の案内看板を、今までですと役務費の筆耕料で計上していたわけなんですけど、今回、科目を移動させまして、委託料として計上するに至りました。

それから、城山の案内の看板等につきましても、一部看板自体が紛失しているようなところもありましたので、そういったところも改善するための費用で計上させていただきました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点伺います。

観光費の絡み、81ページで取り上げるのが適切かどうかちょっと分からないんですが、小貫の即身仏、これはもう東京の博物館にも堂々と展示されるし、テレビでも何回も放映され、それから、全国各地を今は巡回しているということで、やっとなら光が当てられたという貴重なものだというふうに思うんですけども、来年の4月には全国を巡って浅川町に帰ってくるという予定であります。ですから、この即身仏を、これだけの価値のあるものなんですから、ぜひ町づくりに生かす、そういう取組を新年度の間でぜひ検討していただきたいというふうに思うんですが、その点についての考えを伺いたいと思います。

2点目、これもここで聞くのはちょっとどうなのかなというふうに思うんですけども、勤労者体育館に行くのにはどう行ったらいいんですかという方がいたんだということで、町にはいろんな施設の案内看板が少な過ぎるという町民からのご意見がありました。やはり町内のどこにどういうものがあるのかという案内看板をもっと増やしていくというのが必要ではないかというふうに思うんですが、その点について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、即身仏のほうですが、今現在のところ、日本国内を巡っておりまして、東京が終わり、今度、熊本のほうで展覧会を開くようです。来年の3月、富山会場を最後として、来年の4月以降ですが、こちらのほうに戻ってくるものと思われまして、おただしのように、今後、貴重な観光資源でありますので、こういった取組について検討を進めていきたいと思っております。

それから、公共施設の案内看板につきましては、私のほうでも再度ちょっと確認をしながら、どのように進めていくのか、全庁的な対策もあるかと思っておりますので、考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点目は、ぜひお願いします。

1点目です。私は、来年の4月に浅川町に帰ってくるというときは、例えば、お帰りなさいみたいな、そういう行事、そういうものが町を挙げてあってもおかしくないようなものだというふうに思うんです。そういうふうなものにしていくためには、町が直接関わるのはいろいろ様々問題がありますので、やっぱり小貫の保存会の方々に大きなところを担っていただかないと動かないというふうに思うんですけれども、その保存会とぜひ連絡を密に取り合って、こういう準備をしていただきたいなというふうに思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私が議員のときから、この即身仏と地雷火は、私は日本一だといつも言っているんです。それでようやく即身仏が昨年、日の当たるところに出ました。この即身仏をPRしなければならぬと思っております。

それで、私は来年3月に帰ってきますから、当然町を挙げて本当に今9番議員が言ったように、お帰りなさい、そういうイベントをしてもいいのかなと思っております。それはただ町が単独では出来ません。保存会がごいますので、保存会と密に相談しながら大いにやっていきたいと思っております。私は即身仏と地雷火は、どこへ行くに当たってもPRはさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款1項土木管理費について、83ページから84ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 直接予算に関わる場所ではないんですけれども、旧浅川座のこれ本当に倒壊の危険がないとは言いきれないということで、あの付近の道路を歩いている方に、もし被害が及ぶようなことがあってはならないというふうに思って、お尋ねをしたいと思うんですけれども、実際は、今のところあの建物がどういう危険な状況になっているのかというのは、外からしか見ていないので分からないと思うんです。倒れるまで私たちは分からないでいいのかという問題なんです。私はやはり所有者、あるいはその親族の方々から立ち入りの許可を得て、専門家にも一緒に行ってもらって、どういう差し迫った危険があるかどうかと、こういうところだけは、ぜひ町で折々確認をしておく、こういう対応が必要ではないのかなというふうに思うんです。その点についていかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 旧浅川座の問題でございますが、先日も議会の開催中に大風が吹いて、木葉というか、木が多分、多少飛んだということで、うちのほうの職員が、午前中、午後と4回程度巡回をして、対応していて、今のところそういう状況でございます。トタンについては、4番議員さんからもご指摘があったとおり、3月中には何とか網をかけて飛散しないようにということで対応を図りたいなというふうに考えております。

状況については、裏側から回ったり、建物の状況は私どものほうとしても掌握しております。照明につい

ては、トタンの屋根が崩れ落ちている状態ですが、後ろ側に回るとほぼ崩れて、崩壊寸前だというふうな状況にも見受けられます。ただ見た感じからすると、外側の道路側のほうに倒れるというような危険は、今のところないのかなというふうには考えてはおりますが、今後、議員さんのお話のとおり、町民の心配のないように、そういった対応についても検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 東側の側面はもう崩れ去ってないですよ。残っているのは、県道側の南側、あと町道側の西側、こういう状況ですが、あれが道路側に倒れないという保証、私はこれはないと思うんです。

私、いつも気になって、あそこのところ通るときには、その亀裂が大きくなってるか、なっていないか常に見るようにしているんです。今のところ変化はないんですが、やはり道路側に倒れるようなことがあつては、これは絶対にならないので、中まで立ち入ってどういう状況になっているのか、本当に道路側に倒れる危険は当面ないというふうに思われるのかどうか、それはやはり町としても把握はしなくちゃならないと思うんです。大風が吹いて、倒れて、ああ倒れちゃったわ、けが人出たわでは、これはちょっと問題ですので、ですから、もちろん所有者があるものですから、それ許可を得て、そういう確認を適宜行っていく必要があるのではないかと、事故防止のために、いかがでしょう。再度伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 3月中に網をかけるというようにお話をさせていただきましたが、網をかけるに当たっても、親族の方とお話をするような形になろうかと思っておりますので、予算を取っていない状況なので、どういう形でやるかということは、ちょっと検討させていただきたいと思いますが、それと同時に、ほかの老朽家屋等の問題等もありますので、かなり崩落寸前ではないですけれども、壊れた家屋等もありますので、併せてやるかどうかということも含めて、ちょっと検討させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 今の9番議員の質問に関連してなんですが、ということは所有者とのコミュニケーションは取れているということでよろしいんですか、課長。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 所有者のご家族の方というか、親族の方とは連絡は取れていますが、当事者とは連絡は取れていない状況です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 親族とは連絡取れているけど、当事者とは連絡というか、話合い、コミュニケーションは取れていないということで、今の答弁はよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設下水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 以前から答弁の中でも申し上げていたとおり、ご本人さんに対する連絡についても、ご親族の方からも連絡は取っていただいておりますが、連絡がないということで、あくまでもその親戚の

方について代わりに連絡を取って、網等を設置する場合については、お願いをして立ち入らせていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 町長にも答弁を求めます。それでは。

親族というか、その所有者本人との連絡を取る気になれば取れる状況であると思うんです。どこにいるかというのは分かっているんですよ。そしたら、そこに予算計上をして、担当課長でもその人の目の前まで旅費使って行って、もうこの時期に話を進める状態じゃないでしょうか。私は思うんですけれども、そのまどろっこしく網をかけた、何をかけた、毎回毎回、議会のたびにこういう話をしているのではなくて、もう打開策として、ここに予算を計上して、その責任のある方と対面でお話をする時期じゃないでしょうか。

町長、答弁お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ネットをかけるにも、これは立会人が必要です。勝手にネットをかけることはできません。前回もこれ親戚の方が立会いで数時間おりました。それで、先ほど当事者、当事者と言っておりますが、当事者と恐らく課長は、何らかの連絡を取っていたと思いますが、でも、相手方が全然相手にしない状況だと思います。なお、今の件に関しては、課長に補足説明をさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 電話等の番号も分かっていますので、連絡は取りましたが、本人からの返信等はないというような状況です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款2項道路橋梁費について、85ページから86ページ。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 2項1目1節の報酬、道路維持補修員報酬176万5,000円、これ新たにできたものですが、この内容等をお聞きしたい。

あと1つ、7節の報償費、広域農道草刈報奨金、これ今現在、何地区がこの草刈りに取り組んで、1地区当たり幾らの報償費として使っているのか、中根松、畑田、山白石だと思うんですが、12節委託料の立木伐採・側溝清掃作業委託料、この立木伐採については、ぜひ担当課で道路を見て、見ているとは思いますが、ぜひ道にかぶっているのを積極的に伐採していただきたいと、うちのほうで大草の入っている十字路ですか、信号あるところ、あそこなんかは結構かぶっているんですが、もう何年も切られていないというような状況でございます。多分、地権者の関係もあるかと思うんですが、この点、十字路の大草地区、そのところ早急にやっていただければと思います。

この3点、補修員の報酬と、刈払い報奨金というような件、ご答弁ください。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） まず報酬のことで。道路維持補修員の報酬でございますが、現在、フルタイム職員、来年からフルタイム職員ということで、この作業員2名で草刈りや、側溝の清掃等行っております。以前から議会の中でも、草刈り作業を重視してほしいというふうなご意見もございましたので、令和2年度から、季節的にですが2名の方をお願いして、草刈り作業等をお願いする予定をしております。時期については、大体5月から10月ごろを予定しております。冬期間につきましては、仕事も特にないということで、季節採用ということで、お願いをする形に考えております。

それから、立木伐採・側溝清掃作業委託料でございますが、行政区さんからの要望を受けまして、優先順位等を決めながら実施をしたいというふうに考えております。

清掃作業委託料ですが、あと道路際の立木で、道のものについては、それぞれ民地の所有者の方をお願いをして、あとは道路に支障がある木障（こさ）と言われる道路上にかかっている木とかについて、あとは全く道路に倒れてしまった倒木等につきましては、町のほうで実施をしたいなというふうに考えております。

もう一つ、報償費でございますが、広域農道の草刈りの報償金は、6行政区に支払いをしております。平成18年からお願いをしております、距離によって金額が違います。1キロメートル以上が2つの行政区で、現在それぞれ3万5,000円、1キロ未満につきましては4つの行政区、1キロ以上は山白石6区と7区でございます。1キロ未満につきましては、山白石2区と4区、東大畑1区、中里区にそれぞれ2万5,000円を支払っているような状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 大体分かったんですが、報償費の件なんですが、1キロメートル以上が3万5,000円ですか、1キロ以下が金額違うんですね、低いんですが、これよく私も部落で、全部で草刈りやるんですが、全戸数出てやるんです。そうした中で、この金額では若干少ないんじゃないかなと思っております。と申しますのは、弘法山公園の刈上げで3万円払っていますよね。あそこは年に何回かあるか分かりませんが、ああいうような面から比べれば、この地区でやっている、行政区でやっている草刈りについては若干金額が少ないんじゃないかと思うんです。ぜひこの引上げを検討願いたいと思います。

それと、立木伐採ですが、先ほどおっしゃいましたところは、地主は大草なんですが、女の人が一人ということと、地権者の関係もありまして、持ち主が地元の人と違うという形で、そんな形で何年もそのような状況でございます。ぜひそのところ、ぜひ何とかちょっと地権者立会い原則だかもしれませんが、ぜひ町のほうで承諾をもらって、町のほうでやっていただければ、あとは今年は雪が少ないからあれなんですが、雪がないときにあの下はまるっきり凍っちゃって非常に危険な状況になります。ぜひその大草の入り口、点滅信号の付近、その草刈り、木を切っていただきたいと、ぜひ地権者でなくても預けてやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 草刈りの報償費の値上げの件でございますが、ここでできるとは言えませんが、一応検討させていただきますというふうな回答にさせていただきますと思います。

それから、道路脇の樹木の伐採の件でございますが、なかなか民地、私有財産に行政の手を加えるというの

は、なかなかいろんな問題があるかなというふうに思います。この場所、仁公儀の多分十字路のところかなと思いますが、それ以外にもなかなか木が伐採されずに日陰になっているという場所はたくさんございます。

今のところは、どういたしましても民有地については町のほうの手は、今のところはつけられないというふうなことでご理解いただけないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 難しいのは承知していますが、地権者の承諾をもらって、地権者の女の人一人ですから、なかなか自分で切るとするのは、業者に頼めばできるんですけど、そこまでは絶対にやらないと思うんです。何年もそういうふうな状況でございますので、ぜひ町で対処していただける方向に持って行っていただけますよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 課長が答弁したとおりに、ちょっと民地はなかなか厳しいんです。そうすると、1か所やれば、日陰になっているところは何十か所っておりますから、ですから大変難しいということだけ承知していただければと思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 端的に。86ページ、道路新設改良費に絡んで、大明塚・背戸谷地線って、これいつ完成するんですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 来年度の説明の中でも申し上げましたとおり、来年度は国道の右折レーンの工事を実施する予定をしております。県のほうにも4月着工できるように、補助金は5月の末ぐらいに交付になるんですけども、新年度着工というふうな先行してやる取組もできますので、新年度着工ということで4月には発注をして、お盆前には終了するような形で実施をしたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 右折レーンはお盆前に終了させたいと。右折レーンができると、これ通れるようになるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 右折レーンができるのと、あとは道路法による道路の認定の作業もありますが、できれば6月の議会に道路認定、それからなるべく早く工事を終わらせて、あと警察のほうで通すか、通さないかというふうな、多分、工事規制等の判断もあるかと思いますが、そういうのも含めて8月のお盆前には完了したいなというふうなことで、目標として挙げております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1つは、かねてからの懸案である、駅前から118号に出る県道、具体的に測量や様々な動きがあるようではありますが、来年度、令和2年度には着工の運びになるのでしょうか、その点を1つお伺いしたいと思います。

それともう一つは、1級河川だと思うんですけども、畑田川の樹木というんですか、特に山側等に雑木が太くなっちゃって、ちょっと商売人でなければ切れないような、木がありまして、これはぜひ、一遍にやれといっても無理でしょうから、計画的にそういう伐採等をやっていただきたいなと、やるべきだと、こういうふうに思うのでありますが、その点であります。

それから、3つ目には、道路新設の中で、今9番議員への答弁で、盆前にはできるということで、今一部通行だけは、中間を便宜を図って通行できるようにしてあります。一日も早い完成をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、曲屋というのは、今度の水害等の問題があつて、先送りされたと思うんでありますが、どういうふうな今年度の事業になるんでありますか。その点もお伺ひしたいです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 浅川停車場線の118号線までの延長の話でございますが、今年度地権者のご協力を得まして、用地の取得は終了しております。本年度中に登記も終了するというふうなことで、県のほうには伺っております。来年度から工事着手するか、というふうなことでございますが、今、県議会の開催中で、まだ予算が可決をされておられません、一応、県のほうからは、来年度、工事着手したいというふうなお話は伺っております。まず今年度、用地の取得を先行取得ということで、恐らく基金とかから先行して取得した分を補助の分で、そこに事業費の中から基金のほうに充填して、その残りの分を事業費に充てていくというふうなことでございますので、それほど大がかりな事業にはならないというふうなお話ですが、118号線沿いの、特に水路から手をつけたいというふうなお話は伺っております。

それから、畑田川の樹木の問題でございますが、ちょっとなかなか困難な面もありますので、ちょっと状況を確認しながら、課内で検討させていただければなというふうに思います。

あと、曲屋・破石線の問題ですが、先ほど早期開通というふうなお話がありました。大名塚・背戸谷地線の工事の事業費と同じ予算の中で動いております。大変申し訳ないんですけども、どうしても大名塚・背戸谷地線のほうを優先させていただいているということもありまして、令和2年度につきましても、要望した額、全額来るわけではないんですが、まずは国道118号線の右折レーンを通さないことには、そこがさせられないということで、その事業費をまず実施をしながら、残った分、曲屋・破石線というふうなことに、地元の皆さんには大変申し訳ないんですが、そういう形になってしまいます。

今度、大名塚・背戸谷地線が終了しますと、残った事業費というか、町に来る事業費は曲屋・破石線のほうにつき込むことができるので、早期完成に向けて努力はしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款3項河川費について、87ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款4項都市計画費について、88ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款5項住宅費について、89ページから90ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、9款1項消費費について、91ページから93ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款1項教育総務費について、94ページから98ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款2項浅川小学校費について、99ページから100ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3項にも関わりますけれども、小中学校の一斉休校に関して伺いたいと思います。

1点目ですけれども、小中学校の休校の措置は、今回19日までで、その後、春休みに入るので、4月6日からは再開するというのが現時点での方向なのかどうか、伺いたいと思います。

2点目です。子供たちは休校になってしまって、友達にも会えない、先生から勉強を教えてもらえない、部活もできないと、本当に大切な成長期に伸びる機会を奪われています。現実的な危険がない地域にも求めた全国一律休校が、適切だったのかどうかということについては、私は本当に疑問に思っているんですけれども、子供たちのことを考えれば、もちろん状況を見極めながらではありますけれども、なるべく早く学校の再開を行い、その後は、状況を見て対応をするようにすべきではないかと思うんですけれども、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えします。

1点目につきましては、町内の小中学校につきましては、3月4日より3月23日まで臨時休業を行っております。その後、通常の春休みを挟んで、4月6日より新年度をスタートという予定になっております。

2点目につきましては、ご指摘のように一斉休校による子供たちへの様々な影響が考えられます。これにつきましては、9番議員さんおっしゃるように私も同感であります。今回の浅川町の一斉休校につきましては、県教育委員会の要請を受け行ったものであります。学校再開につきましては、私も子供たちの教育を受ける権利を大事にしなければならない。授業を受けさせたい。そういう気持ちとしてはあるのですが、現時点では文科省、県教育委員会等の方針も含め、状況を見極めながら判断したいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですけれども、19日までというのは私の誤解でした。23日までということなんです。一斉休校。今のところは、4月6日の一学期スタートからは学校を再開する方向だということと理解してよろしいのでしょうか。その点を確認をさせていただきたいと思います。

それから、2点目なんですけれども、今のテレビなんかの報道を見ていると、本当に子供たちのことをあま

り考えていない、休業する親の補償をどうするか、そういうところばかりに視点が行ってしまって、本当に私は子供たちがかわいそうだというふうに思うんです。福島県では、確かに1人感染者が出ましたが、それはクルーズ船に乗っていた人だけなんです。そういう状況の下でも、何か福島県内の小中学校全部休ませて、子供たちをそういう状況に置いてしまうというのは、これは本当にちょっとかわいそうだなというふうに思うんです。

教育長もそういうふうには思っているけれども、ただ県の教育委員会の要請もあり、今後については国や県の動向を見ながら判断していきたいというお答えでありますけれども、これ浅川町の教育長だけがそういうふうに思っているんじゃないかと、恐らく県内のほとんどの教育長さん、あるいは市長、首長の皆さんもそういうふうに思っている方がいらっしゃるんじゃないかというふうに思うんです。

栃木県では、1つのところで、1つの自治体が休校しないというふうなことを決めてやっているところがあるようですけれども、やはり子供たちのことを考えたならば、今の福島県の状況を踏まえれば、これはなるべく早く再開すべきではないかということ、ぜひ他町村の方々と力を合わせながら、県に働きかけていただきたいというふうに思うんですけれども、町長はいかがでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も教育長、あるいは9番議員と全く同じです。やはり学校で先生方に勉強を教えてもらうのが、私は最適だと思います。そしてまた、友達とも、いいことも悪いことも、いろんなことを学び合うのが、私は学校、子供の教育だと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確認なんですけれども、他町村の教育長さんとか、首長さんも恐らくそういうふうに思っていると思うんです。内心では、ですから、やはりみんなで声を合わせて、働きかけていただきたいなというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そのように教育長さんたちにも指導していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1つだけお尋ねしたいんですが、100ページ、校務支援システム賃借料というところ、項目が300万、これは同時に、次に審議される3項の浅川中学校にも同様なのがあります。合わせて約600万弱ですか、これは多分教職員の過重労働打破ということで行われるシステムだと思うんですが、その大まかなシステムの内容をお知らせ願えればと思うんですが。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

これは初日、当初予算の説明のときに、私ここは説明をし忘れたかもしれません。改めてご説明申し上げます。

町内の小中学校それぞれになんですが、教員の働き改革の一つとして、今まで書類関係、事務関係全て手書

きだったものですから、アナログの事務だったんです。それを一律電算化する予定をしております。こちらにつきましても、第5次の振興計画、こちらにも位置づけしております。教育の情報化推進事業として、教育の情報化及び業務の効率化のために新たに導入する予定をしております。

システムにつきましては、大きく分けると4つございまして、教務系、保健系、学籍系、学校事務とありまして、そちらを総合機能システムと呼んでおります。

なお、こちらの予算につきましては、毎年のリースとなっております。この効果なんです、業務削減を十分に減らせるように考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 4つということなんです、多分、6個とか7個とか、結構多岐にわたってあるかと思うんですが、これは今、国も多分、大分進めている内容だと思うんですが、これは浅川町単体で行うということなんでしょうか。いわゆるネットワークをつくって、石川郡内でやるとか、それから県単位でやるとか、そういった個々のシステムの構築になっているのかどうか。それから、普通に業者選定も、多分、私が知っているところだと内田洋行さんとか、いろんなところがやっているかと思うんですが、その業者選定も含めて、もう既に済んでいるのかどうか。それからもう一つは、そこの中に幼稚園も含めるのかどうか。多分、この幼稚園を含めるというのは、相当少ないんだと思うんですが、あるところといえば幼稚園も含めて、そのネットワークを使つてと、それから教育委員会ともネットワークをつなげてということで、一元の管理ができるような形にしているかと思うんですが、浅川町はどこまでやっているのか、単体でやっているのか、それともネットワークを使って郡内でやっているのか、それとも県単位でやるのか、というようなところも、もし分かるのであればお知らせください。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目ですが、今現在では、町内小中学校を予定しております。これ全国的に見ますと、今、こちらは3割、4割なんです、稼働が。ですので、町外の学校とはまた行き来はできないかと思えます。それと、業者選定なんです、あくまでも見積りを取っただけですので、どっちかにまた業者がなったというようなことはなっておりません。

それと、こども園の幼稚部なんです、こちらは別なネットワークを予定しております。小中学校は互換性があるんですが、幼稚園、業者の方に言わせれば互換性がないということで、別でやろうかと検討はしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 大体分かりました。そうすると、まだ業者も決まっていないということで、実際にこのシステムが稼働できるようになるには、どのぐらいの時期をお考えなのか、最後に質問して終わります。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

新年度予算で認めていただければ、各小中学校と協議しまして、早めに業者選定をしまして、半年をめどに稼働したいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款3項浅川中学校費について、101ページから102ページ。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点お伺いします。

102ページの10款3項1目工事請負費ですが、予算説明においては、浅川中学校のプールのろ過器交換という予算計上という説明がありました。1,787万8,000円と大変高額な工事費なんですけど、これについてもっと詳しくご説明お願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

中学校の工事請負費につきましては、大きく分けますと6つ予定しております。その中で一番大きいのが1,400万円、こちらが今議員さんおっしゃいましたプール循環の浄化装置の更新、ろ過器です。こちらはこの前もご説明申し上げましたが、使いまして、稼働しまして40年近くたっております。毎年、メンテナンスをお願いしているわけなんですけど、保守点検なんですけど、これ以上使用は困難ということを言われたものですから、前々からだったんですけど、何とか補修補修で使ってはきたんですけど、肉厚等も随分薄くなりまして、あと多数の穴とかも空いているものですから、先日申し上げたとおり今シーズンのプールに間に合うように進めたいと思っております。

それと、2つ目は、校庭を照らす投光器の増設です。こちら今、既設が7か所、今回増設を5か所予定しまして、計12か所になっております。こちら校庭は駐車場も兼ねておりまして、例えば、PTAの役員会とか、あと各種の行事、あと花火大会のときも駐車場に指定されております。併せて地域防災計画の中でも避難所となっていますので、有事の際の駐車場ともなるので、投光器を設置したいと思っております。予算的には72万円です。

3点目ですが、同じく校庭の暗渠のパイプの布設です。そちらの町道側の校門の入り口付近の校庭が、どうしても水抜きが悪いということで、昨年の9月補正で調査の掘削を行いましたらば、やはり土が硬くなっちゃいまして、下まで水が浸透しないということで、改めて暗渠を入れたいと思っております。60万円です。

それと、4点目ですが、教室の内装改修、約100万円予定しております。こちら4部屋分になります。老朽化に伴うクロスが剥がれや、汚損が進んでおりますので改修したいと思っております。

あと、5点目ですが、同じく教室のなんですけど、掲示板なんです。黒板とはまた別に掲示板とあるんですけど、いろいろお知らせを書く黒板なんですけど、こちら40年使っているものですから経年劣化しまして、チョークで書けなくなっちゃっているんです。それで、更新をしたいと思っております。57万円です。

最後に、6点目ですが、こちらトイレブースの更新を予定しております。間仕切りなんですけど、こちら経年劣化によりまして、男女3か所ずつやりたいと思っております。100万円の予算です。こちら生徒と、あ

と保護者から要望がございまして、早急に行いたいと思っております。6点で1,787万8,000円です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 詳細な説明ありがとうございました。

プールのろ過器交換なんですけれども、40年経過しているということで、これは当然専門業者に現場を見てもらっての予算計上だと思うんですけれども、そういう40年前に設備をしたプールのろ過器に、現在のそういう部品とか、そういったものが合うのかどうか。多少そのオーダーメイド式になるのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

こちらにつきましては、専属ということではないんですけれども、いつも見ていただいています郡山の業者さんをお願いしまして、いろいろ協議はしたんですが、作るようなパーツはないということで、あくまでも製品をそのまま設置するという形を取る予定はしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款4項浅川町学校給食センター費について、103ページから104ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款5項あさかわこども園費について、105ページから109ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） やはりコロナ関連なんですけれども、こども園は依然としてやっているということで、まず、1点目として、こども園でのコロナの影響、これについてお伺いしたいと思います。

それから、2点目、やはり感染を怖がって登園させない保護者がいらっしゃるのか、登園者は減っているのか、いないのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

ただいまの件ですが、こちらも毎日、こども園、小学校、中学校と、いろいろ情報は聞いているんですが、こども園の保育部につきましては、コロナの影響で休んでいる園児はいないという報告です。

幼稚部なんですけど、こちらにつきましては、例えば、今、小中学校は休校ですが、そちらに伴いまして、こども園の園児から見ると、お兄さん、お姉さんが学校休みなので、保護者さんが自宅にいる家庭は、一緒に休んでいるケースも何件かございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目なんですけれども、こども園でのコロナの影響という点で、これ今までと変わりがなく事業はやっているということですか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

今現在は、コロナに影響なく保育は行っております。なお、2月28日付で園長の名前で保護者宛てに通知を出しまして、いろいろ心配されていると思いますので、安心するように通知を出しているところです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 109ページの委託料の中に、グリストラップ清掃業務と、これはどういうことですか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

こちら、こども園の保育部のほうの予算かと思いますが、これグリストラップといいまして、保育部はメフオスさんをお願いしまして、調理室がございます。そちらの調理の際に出る油の処理の関係なんです。これの毎回清掃業務をお願いしております。併せて給食センターも同じように予算は取っております。調理の関係です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款6項社会教育費について、110ページから115ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町民の方から、ぜひ公民館で以前やったようなパソコン教室をまたやってもらいたいという要望がありますけれども、これについてどのようにお考えか伺いたしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 公民館で行います各教室の中で、パソコン教室の開催ということでございますが、パソコン教室につきましては、以前、公民館の行事として開催したことはあります。パソコン教室の開催の要望があれば、今後検討をしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 以前にも同じような質問が出されたことがあって、そのときは、あの当時使ったパソコンは、もう今使えないということで、パソコンがないから事業ができない。パソコン教室は開けないというお話があったんですけども、私、パソコン教室を要望している人は、自分でパソコンを持っていながら、なかなかいろんな機能を使えないという方が多いのではないかなというふうに思うんです。ですから、各自が自分のパソコンを持ってきてもらってパソコン教室をやると、先生が基本的な部分を教えてくれるという形を取れば、予算をかけなくても結構いいものができるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） パソコン教室の方法につきましては、今、お話にあったような形で、各自が持っているパソコンを使いこなせるようにということの教室も可能であると思いますので、そちらも併せて検討したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 要望があればということではありますが、私は、要望を1つお聞きしたんですが、1つの要望では、これはやらないと思うんです。要望を聞くようなそういう取組をする。ぜひしてもらいたいというふうに思うんですけども、その点どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 予算書にもあるように、公民館では各教室を数多く行っております。教室によっては開催の回数はまちまちなんですが、最後の教室の際に、参加者の方にアンケートを取っております。参加していただいた教室の感想、あとは今参加している以外にやりたい教室ということで要望を取っておりますが、令和元年度、その前の年もそうなんですが、パソコン教室ということで記載されたものはなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款7項保健体育費について、116ページから118ページ。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 18節の市町村対抗野球の補助金とソフトボール大会の補助金、これ額が4万3,000円ほど違うんですけども、その根拠を1つ聞きたいです。

あと、ソフトボール大会に出ている方からなんですが、会場がいつも相馬市の運動場ということで、福祉バスをお願いしても、やはり使われない状況があるということで、何かしら特段の配慮をしていただくか、出場に関して、送迎の部分に関して配慮をいただきたいということ、出場者の方から伺ったんですが、その2点お願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 10款7項1目18節負担金補助及び交付金の中の、市町村対抗野球大会の出場補助金と、市町村対抗ソフトボール大会の補助金の額が違うということですが、まず大会に出場するチーム活動費、こちらは同じく25万円ずつの補助をする予定です。それにプラスをしまして、それぞれ備品購入の希望がございました。野球の場合がバットの備品購入、ソフトボールがキャッチャー用のプロテクター一式ということで、それぞれ備品購入の希望が違うということで、合計の金額が違っておるというような状況でございます。

あとは、市町村対抗のソフトボール大会の移動する際の福祉バス等の使用についてでございますが、こちらソフトボール大会の代表の方と、再度お話し合いをしてみたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 18節の花火の里浅川ロードレースというんですか、これは。今のところでは開催するという、そういう方向で準備を進めていくんでありますか。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 18節の中で、町体育協会の助成金ということで、助成金を支出をしております。町体育協会では、ロードレース大会とふくしま駅伝、大きな大会2つを開催するという事になってございまして、ロードレース大会につきましては、令和2年につきましては6月28日の日曜日に開催の予定をしております。ただ新型コロナウイルスの関係で、非常に心配されるということで、3月6日に臨時のロードレース大会の役員会を開催いたしました。その中で話し合いをしまして、開催につきましては予定どおり6月28日の日曜日に開催するという事になりましたが、例年3月の第2月曜日から申込みを受け付けるということになっておりましたが、今年につきましては、4月1日から申込みを受け付けるということにいたしました。申込みの締切りは5月の連休明けということになるんですが、ただ4月以降、状況がまたいろいろ変化すれば、その都度役員会を開催して決めていくということで、役員会のほうは終わった次第でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 同じく今の負担金補助なんです、これ小さい金額なんです、町スポーツ少年団本部事業補助金、昨年20万予算だったんですが、今回6万2,000円減の13万8,000円となっているんですが、この減の理由ちょっと聞きたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） スポーツ少年団の本部事業の補助金につきましては、団員の登録料が主なものでございます。登録につきましては、町県日本スポーツ少年団にそれぞれ登録をいたします。団員と指導者が登録をするわけですが、昨年度よりも団員数の減少が見込まれるということでの減額でございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） これ最後の質問になっちゃうと思うので、ちょっとお伺いします。

水道光熱費、町民運動場で150万、町民体育館で102万4,000円、この水道光熱費、全部足すとちょっと莫大な金額になっちゃうんです。4,167万4,000円ぐらいなんです。これは水道料と電気代と思うんですが、議員の質問の中でも電気代のほうの節約で、第3電気というんですか、そういう電気屋との兼ね合いで、例えば、東北電力に対して、今まで2,000万円払っていたら、少しは、じゃ、違うところに行ったら1,800万円で安くなるんだという話になると思うので、ぜひ町長、安いほうの電気代を少し見つけて、東北電力で間違いはないと思いますけれども、駆け引きして、ぜひその差額でいろんな各種団体に回せるように、少し頑張っていたきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

- 町長（江田文男君） この前の答弁もそうでしたが、様々な検討をさせていただきます。
- 議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費について、119ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、11款2項公共土木施設災害復旧費について、120ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、12款1項公債費について、121ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、13款1項普通財産取得費について、122ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、14款1項予備費について、123ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。
- 10番（角田 勝君） 私、通告しておいたんですけども、いわゆるこの予算を通じて、全般的な面でお伺いしますということで通告をしまして、どこどこというページでは捉えることができないのではないかと思いますので、許可をお願いします。
- 議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。
- 10番（角田 勝君） これは、当該会計年度任用職員の待遇の問題です。これは今度の新しい予算で、呼び名も変わって、期末手当、通勤手当、こういうものがきちんと予算にも上げられている。こういう状況であります。
- ただ以前は、この嘱託職員の給与、あるいは待遇については、前町長時代に、いわゆる5年間同じく任用された場合、今までは嘱託でしたけれど、一定の昇給をするというふうなことでやってきたと。それから退職金というのではなくて、慰労金みたいな形で、1年に1万円、これ本当に雀の涙ですけど、そういうものもほかの町村はやっていなかったんですけども、私どもは期末手当と同時にやっていると、やりますというふうなことで実施されたかと思うんです。ただ、条例の中ではそういうものがないので、その辺のことについてもどういうふうな今後改善されるのかなということが一つであります。
- 正職員と違って、手当等については、いわゆる扶養手当、住居手当、様々な手当は一切なくて、期末手当と通勤手当、超過勤務手当、この3つだけです。ですから、いわゆる町の会計年度の任用職員であっても、長い間やっぱり今までの嘱託の人たちもそれぞれ働くわけでありますから、そういう経験年数なんかも加味しながら、昇給をどうするのかと、これは給与表なんかも律しているんですか、それから、そういう給与表の昇給等についてはどういうふうな考えているのか、手当なんかについてはどうなっているのか、この辺も待遇改善に結びつくような措置をしなくてはならないと思うんですが、いかがでしょうか。
- 議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。
- 総務課長（江田豊寿君） 会計年度任用職員の件ですが、今話された内容で、給与関係ですが、以前は独自の

給与表をもって対応しておりました。今後、4月1日からの会計年度任用職員については、職員と同等の1級の給料表を適用し、給料を格付するというふうにしております。

昇給に関してもフルタイム職員については、給料表を1年ごとに2号俸上がると、パートタイムについては1号俸というふうなことで、基本的な給料表は職員と同等、昇給についてもきちんと給料表に基づき昇給するというふうになっております。

今までの嘱託臨時職員との対比は明確には出ておりませんが、手当関係の件ですが、今お話ありましたように、手当関係についても通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当については支給をします。ただ職員においては、勤勉手当はありますが、これについては国のほうの対応、まだ方針が出ておりませんので、当分の間は勤勉手当についての支給はないという状況でございます。

また、そんなに例はないんですが、特殊勤務手当、状況によっては、宿日直手当と、職員と同等の手当についても適用するというふうに対応しております。

そのようなことで、手当関係についての期末手当についても、支給率については職員と同等の2.55月の支給ということで、基本的に制度が改正されまして、臨時嘱託職員と名称は変わりましたが、勤務関係も明確に守秘義務関係も発生してきておりますので、基本的には正規職員と同じような体制でもって勤務しているということで、休暇についてもほぼ職員と同等の休暇制度を付与しているような状況になっております。

そういった関係上、一定の職務については、任務を担っていただくということで予定しております。また、あくまでも会計年度任用職員でございますので、会計年度1年ごとの任用というのが基本でございます。ただ何度も申し上げますが、国のほうの取扱いでは、雇用については3年ごとに再募集ということでありますけれども、本庁にとっては5年まで延長しているということで、雇用の安定も一定程度確保するような形の再任用制度を導入するというふうに対応しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 答弁を聞きまして、随分改善されてよかったなという思いと同時に、同じ仕事をしてやっぱり云々ということありますから、ぜひ改善に努めてほしいと、こういうふうに思います。

そこでお伺いしますが、今までの経験、こういうものについては、同じ職種であれば100%経験級ということで、この辺の経験の給与表のそういう形になるのでしょうか。例えば、保育所10年やってきたということであれば、経験10年ということでの給与の体系になるんでありますか。そういう経験についての。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 給与関係の格付に関する件になると思いますが、そういった会計年度任用職員においても、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮し、決定をするということで、取扱い上は来ております。

具体的に申し上げまして、今、話されましてこども園における有資格者、こういった方については、本庁における勤務年数、これを考慮しまして、フルタイムであれば1年勤務すれば1号俸上位の級に格付すると、10年いけば10号俸上位の格付にするということで、前歴における町内、浅川町における勤務実態、これを考慮して給与の格付をしているということで対応しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 令和2年度の一般会計予算に賛成討論を申し上げます。

我が党、日本共産党議員団を代表して、本案に賛成の討論を行います。

我が町の最大の課題は、何といても人口減少をいかに抑えるかであります。その対策の一つの柱は、若い人が住みやすい、子育て支援が充実した町づくりであります。本案には、私たちが長年求めていた学校教育の保護者負担の軽減について、本年度の小学校入学祝いランドセル補助3万円に続き、中学校の制服代同じく3万円補助が新たに盛り込まれました。金額的には138万円と僅かではありますが、入学時の負担が大きい保護者を直接支援するこの措置の意味は大きいと思います。

また、小学生の通学バスを3コースから5コースに増やす予算も計上されました。また、中学校のスクールバスについても十分な検討をしていきたいというふうなことであります。それから、遠方の児童がバス通学が本当に可能になり、朝夕送迎をしなけりばならなかつた保護者の負担を軽減することになつて、朝の忙しさを働く人々の負担が軽くなりました。本年度の予算は、子育て支援の充実が目に見えて進む予算になつたことを評価したいと思ひます。

また、買物弱者、高齢者の足の確保としてタクシー代助成事業がスタートしました。これまでの巡回バスでは利用できなかった方も自由に買物に行く道が開けたことを評価したいと思ひます。ただ500円の件、年間24回分、これは1か月にすると、うちからの一往復分にしかならないのではないかとこのふうにも考えられますけれども、今後さらに充実されることを求めたいと思ひます。

そのためにも町が使用する電気を、競争入札にするという二本松の例なんかもありまして、歳出を極力抑えて、町民の福祉の向上のために使つていただくよう、なお一層の努力を求めて、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第17号 令和2年度浅川町一般会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおりに可決されました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時25分